



TOKUSHIMA GUARANTEE

DISCLOSURE 2023

徳島県信用保証協会の現況

 徳島県信用保証協会

～中小企業を応援する地域密着型「総合支援機関」として～

CONTENTS

●ごあいさつ	1
●協会の概要	2
●信用保証協会のしくみ	4
●信用保証の概要	6
●第6次中期事業計画(令和3年度～令和5年度)	11
●令和5年度経営計画	13
●令和5年度の重点取組み事項	17
●令和4年度事業概況	23
●当協会の主な取組み	31
●コンプライアンス	50
●個人情報保護	52
●役員構成	54
●機構組織図	55
●事務お問い合わせ・業務担当区域	56
〈資料編〉	
●信用保証実績	58

ごあいさつ



会長 黒下 耕司

平素は当協会の業務運営につきまして、格別のご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、令和4年度の事業実績並びに令和5年度の経営計画等に関する報告書として、「DISCLOSURE 2023」を作成いたしました。是非ご高覧賜り、当協会の取組みや信用保証制度に対するご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

さて、令和5年5月、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類へと引き下げられたことで、長かったコロナ禍にもようやく終息が見え始めました。一方で、世界的なインフレや円安などに起因する、原材料、物流コスト及び光熱費などの高騰が企業経営を圧迫するとともに、人手不足や賃上げの加速など、県内の中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、新たな厳しい局面に突入しております。

こうした中、当協会においては、金融機関及び関係機関の皆さまとの緊密な連携のもと、令和3年度に創設された「伴走支援型特別保証」をはじめとする保証制度を活用し、「金融支援」、「経営支援」、「創業支援」に積極的に取り組んで参りました。

今後も、中小企業・小規模事業者を力強く応援する地域密着型「総合支援機関」として、資金繰り支援に加え、経営改善・事業再生支援や創業・事業展開意欲の喚起にも努めるなど、地域経済活性化に向けた取組みを引き続き推進してまいります。

また、職員一人ひとりの意識と能力を高めることで「組織力の強化」を図るとともに、金融機関の皆さま、関係機関の皆さまとの連携をより一層強化し、シナジーを働かせることにより、本県経済の成長発展を目指して参ります。

皆様方には、引続き、徳島県信用保証協会に対するご支援・ご協力を賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

令和5年9月

徳島県信用保証協会

■ 協会の概要

(令和5年3月31日現在)

● プロフィール

名 称	徳島県信用保証協会
人 格	信用保証協会法に基づく法人
主 務 大 臣	内閣総理大臣・経済産業大臣
主 務 官 庁	金融庁・経済産業省（中小企業庁）
所 在 地	徳島県徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館<KIZUNAプラザ>
設 立	昭和24年12月5日
代 表 者 名	黒下 耕司
役 職 員 数	常勤理事 4名（非常勤 14名） 常勤監事 1名（非常勤 2名） 職員 54名（嘱託、臨時職員含む）
基 本 財 産	155億円
保 証 債 務 残 高	2,658億円
保 証 利 用 企 業 者 数	12,147企業

● 沿 革

昭和24年11月18日	財団法人徳島県信用保証協会設立認可
同 年12月 1日	業務開始（徳島市富田浜1丁目）
同 年12月 5日	財団法人徳島県信用保証協会設立登記
昭和28年 8月10日	信用保証協会法公布施行
昭和29年 6月 5日	信用保証協会法に基づく組織変更認可
同 年 6月14日	特殊法人への組織変更登記完了
昭和34年11月 3日	事務所を移転（徳島市西船場町3丁目）
昭和38年 3月23日	徳島経済センタービル2階に事務所を移転（徳島市西新町2丁目）
平成 2年 8月 7日	基幹業務のオンライン稼働
同 年10月31日	保証債務残高1,000億円達成
平成11年 2月15日	保証債務残高2,000億円達成
平成13年 1月25日	信用保証協会の共同出資により保証協会債権回収(株)設立
平成20年 2月12日	共同システム稼働
平成24年 5月 7日	徳島経済産業会館新築に伴い、事務所移転（徳島市南末広町5番）



事務所建物外観

●基本理念

信用保証協会は、

- ①事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、
- ②公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、
- ③相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、
- ④もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。

●基本運営方針

コロナ禍において債務が増大した中小企業・小規模事業者に対し、資金繰り支援を通じたセーフティーネット機能を果たすとともに、ポストコロナを見据えた一層の収益改善支援や、創業・事業再構築など前向きな取り組みを積極的に支援します。また、協会業務の一層の円滑化・効率化を推進し、社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる協会運営に努めます。

●シンボルマーク

信用の「S」と「鳴門の渦潮」をデザイン化したもので、自然豊かな徳島県をイメージし、ブルーは藍染めの「藍色」と渦潮の「青色」を基調としております。



TOKUSHIMA GUARANTEE
徳島県信用保証協会

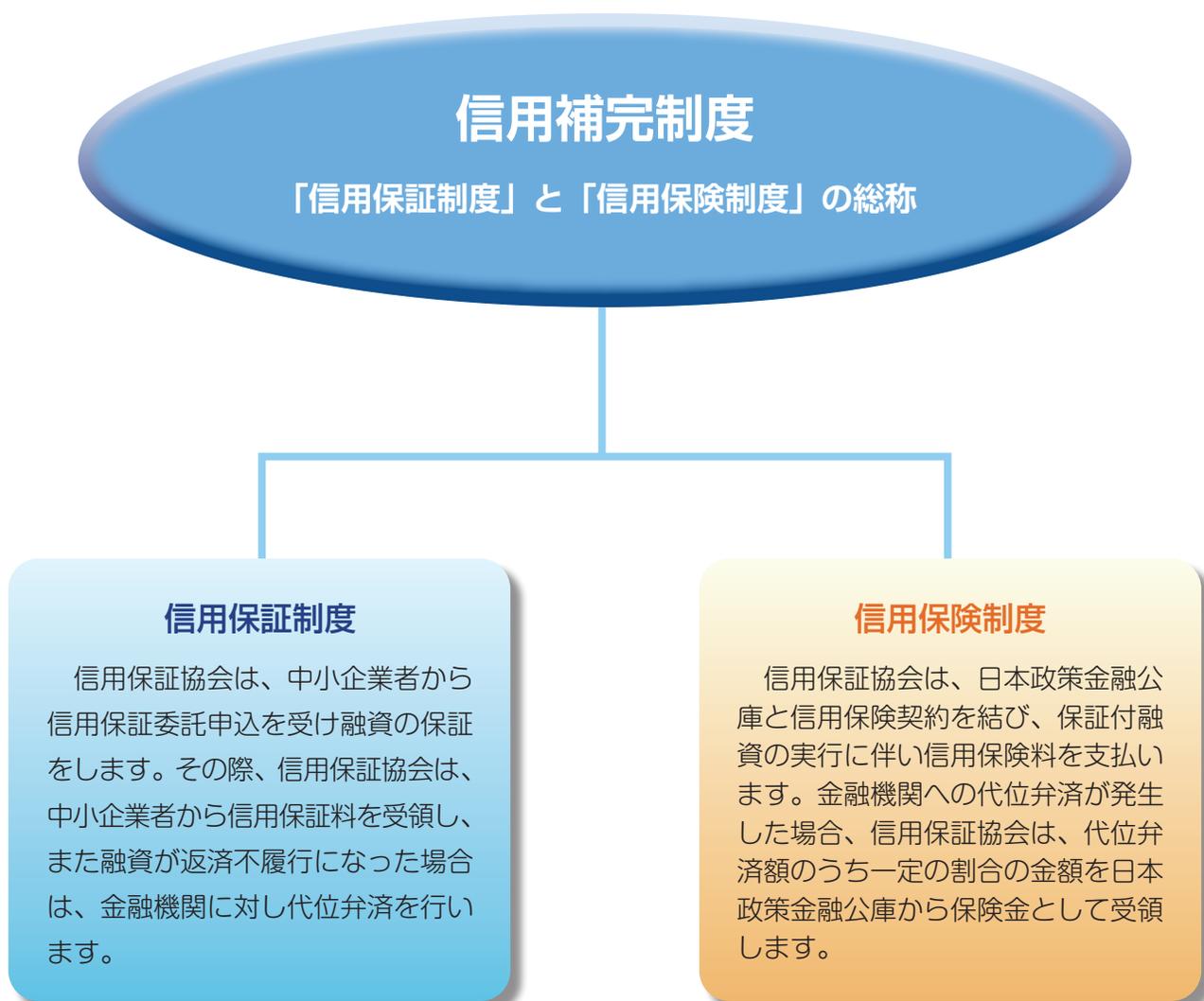
■ 信用保証協会のしくみ

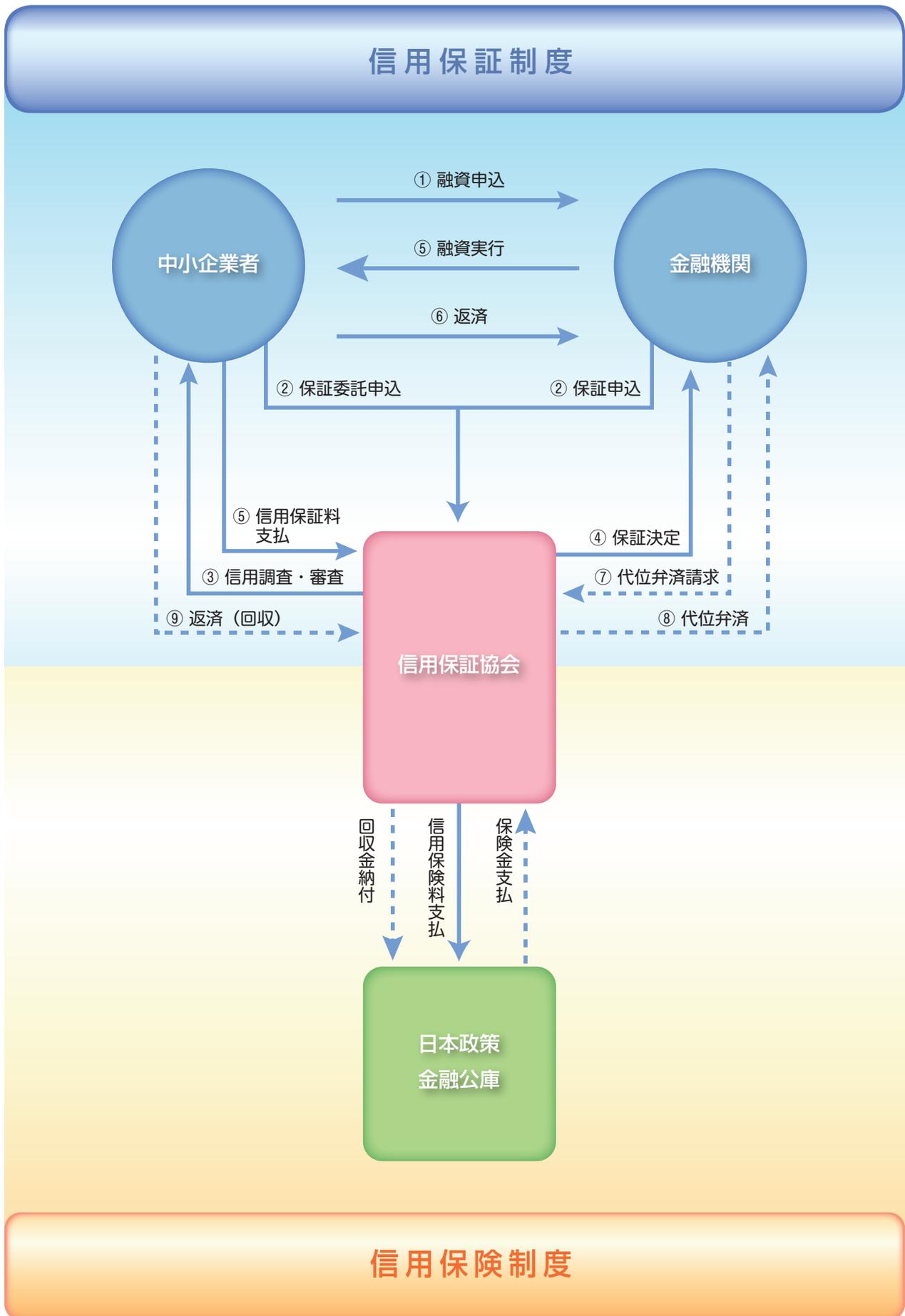
● 信用補完制度について

中小企業の皆さまが金融機関から事業資金の融資を受けるとき、あるいは資本市場からの事業資金調達を目的として私募債を発行するとき、保証協会が公的な保証人となることにより、中小企業者の金融を円滑にする制度が「信用保証制度」です。

この制度をより強固なものとするために「信用保険制度」があります。信用保険制度は保証債務の履行（代位弁済）に伴う保証協会のリスクを国が出資する日本政策金融公庫の保険によってカバーする制度です。

「信用補完制度」とは、このような「信用保証制度」と「信用保険制度」との有機的な結びつきを総称したもので、円滑な中小企業金融に貢献しています。





信用保証の概要

●ご利用いただけるお客さま

(1) 所在地、業歴

徳島県内において事業を営んでいる中小企業・小規模事業者で、次の方が対象になります。

- ・ 個人事業主の場合 住居または事業所のいずれかが県内にある方
- ・ 法人の場合 県内に本店または事業所を有する方

※営業年数は問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば保証対象となります。

ただし、制度要綱等で業歴の定めがある場合には、その定めによります。

※平成27年10月1日より、保証対象業種を営む中小規模の特定非営利活動法人（NPO法人）が信用保証の対象になりました。

(2) 企業規模

資本金または常時使用する従業員数のいずれかが、次の条件を満たしていれば対象となります。

業 種	資 本 金	常時使用する従業員数
製 造 業 等 (運送業、建設業、不動産業を含む)	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業 (飲食業含む)	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

以下の政令特例業種については規模要件が異なりますのでご注意ください。

業 種	資 本 金	常時使用する従業員数
ゴ ム 製 品 製 造 業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソ フ ト ウ ェ ア 業	3億円以下	300人以下
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	3億円以下	300人以下
旅 行 業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

※製造業等の「等」とは卸売業、小売業、およびサービス業以外の業種をいいます。

※生計を一にしている家族従業員、会社役員は「従業員」に含まれません。

臨時雇用者であっても、実質的には長期継続的な雇用関係にある場合は「常時使用する従業員」となります。

※許認可や届出を必要とする業種を営んでいる場合は、当該業種に係る許認可等を受けていることが必要です。

※組合は、当該組合が保証対象事業を営むもの、またはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいれば対象となります。

※特定非営利活動法人（NPO法人）には、資本金の概念が無く、従業員数のみで判断します。

●保証の内容

(1) 保証限度額

個人・法人	2億8,000万円
組合	4億8,000万円

※国の施策による特別保証制度は、上記とは別枠で制度ごとに限度額が定められています。

※地公体制度の保証については、それぞれの制度要綱等に定められている限度額となります。

※他の信用保証協会を利用されている方は、合算した額が限度額以内であることが必要です。

(2) 資金使途

事業経営上必要な「運転資金」および「設備資金」に限られます。

(3) 保証期間

運転資金	15年以内
設備資金	20年以内

※地公体制度及び協会制度で、独自に期間を定めているものについては、各々の制度で定めている期間によります。

(4) 連帯保証人

個人	原則として徴求しない
法人	必要となる場合がある

※実質的な代表者や事業承継予定者等、特別な事情がある場合は保証参加していただく場合があります。

※平成26年2月1日に適用が開始された「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ取扱いをしていた「経営者保証ガイドライン対応保証制度」を平成29年度末の受付をもって廃止し、平成30年度から、金融機関との連携、財務状況、保全十分な担保提供等一定の要件を充足している場合に経営者保証を不要とする取扱いが可能となりました。

(5) 担保

必要に応じて担保を提供していただきます。

担保物件は、原則として不動産（土地・建物）、有価証券及び流動資産（売掛債権・棚卸資産）です。

●保証をご利用いただけない方

- ・農林漁業、学校・宗教法人、その他当協会が支援するのは難しいと判断した業態
- ・許認可等を要する事業を営む方で、その許認可を受けていない場合
- ・協会の保証付融資について、延滞等の債務不履行がある場合
- ・当協会または他の信用保証協会に代位弁済を受け、求償債務が残っている方、またその関係人である場合（求償権消滅保証、譲受債権消滅保証、再挑戦支援保証対象を除く）
- ・手形、小切手について不渡りがある場合及び銀行取引停止処分（第1回不渡発生後6か月以内を含む）を受けている場合、または電子記録債権の警告期間中の場合
- ・破産、民事再生、会社更生等の法的整理手続中（申立中）の場合（事業再生保証対象を除く）

- ・税金、社会保険料等を滞納している場合
- ・粉飾決算や融通手形操作を行っている場合
- ・休眠会社
- ・保証申込について、金融あっせん屋等の第三者の介在が判明した場合
- ・暴力的不法行為者等、反社会的勢力及び反社会的勢力の共生者が介在していると保証協会が判断した場合
- ・その他、保証を利用できないと認められる場合

●責任共有制度

保証協会の保証付融資について、保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業・小規模事業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とした制度で、平成19年10月に導入されました。

(1) 責任共有制度の概要

責任共有制度には「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関の取扱いは、そのいずれかになります。金融機関の負担割合はいずれの方式においても同等です。

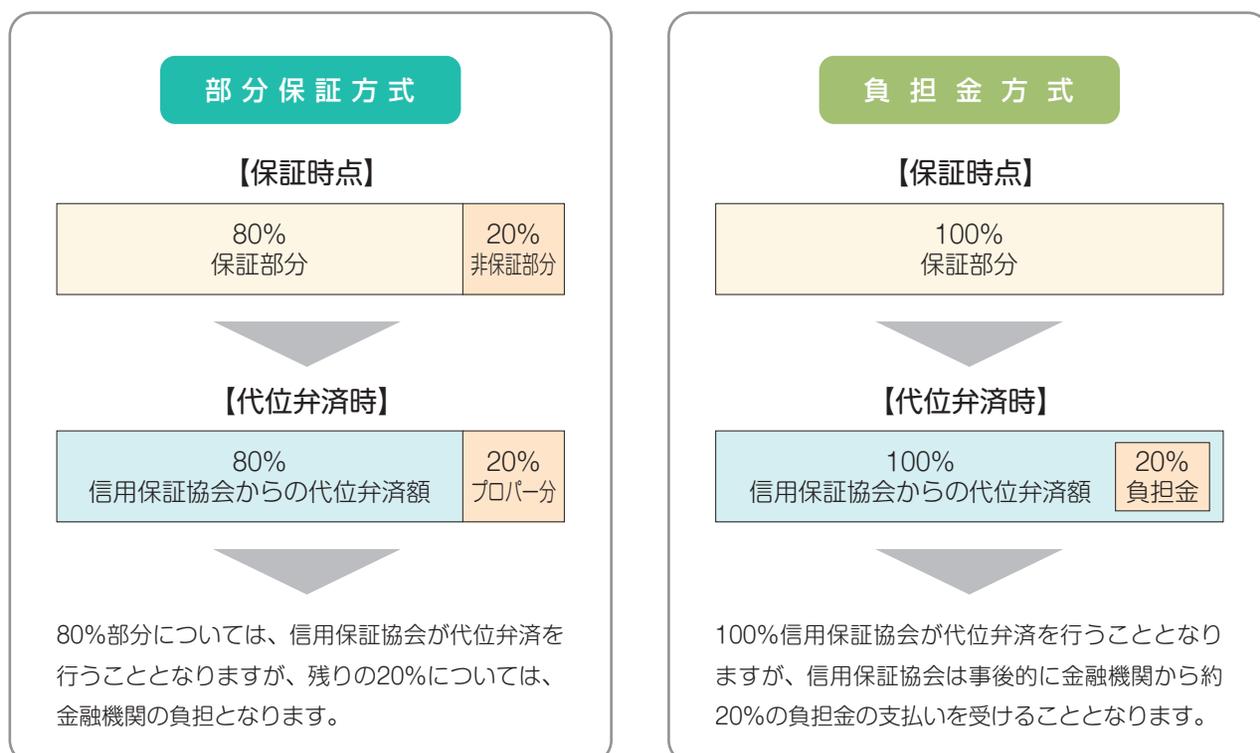
※なお、中小企業特定社債保証制度、流動資産担保融資保証制度等、一部の保証制度は、金融機関の選択方式に係わらず部分保証となっています。

部分保証方式

借入金額の80%（一部保証を除く）を信用保証協会が保証します。

負担金方式

保証時点では100%保証となりますが、代位弁済状況に応じて、金融機関は事後的に信用保証協会に対し負担金を支払うことによって部分保証と同等の負担が生じるようになります。



(2) 責任共有制度の対象となる保証

一部の保証を除き、原則として全ての保証が責任共有制度の対象となります。
責任共有制度の対象外となる主な保証は次のとおりです。

【対象外の主な保証制度】

- ・ 経営安定関連保証（セーフティネット保証）1号～6号に係る保証（注1）
- ・ 災害関係保証
- ・ 創業関連保証（再挑戦支援保証、スタートアップ創出促進保証制度を含む）
- ・ 特別小口保険にかかる保証
- ・ 事業再生保証
- ・ 小口零細企業保証
- ・ 求償権消滅保証
- ・ 中堅企業特別保証
- ・ 東日本大震災復興緊急保証
- ・ 事業再生計画実施関連保証制度（注2）
- ・ 危機関連保証
- ・ 事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）（注3）
- ・ 伴走支援型特別保証制度（注4）

（注1）5号においては、平成30年3月31日以前に保証申込みした場合に限ります。

（注2）責任共有制度の対象除外となる保証協会付の既往借入金を同額以内で借り換える場合に限ります。

（注3）責任共有制度の対象除外となる保証協会付の既往借入金、または経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号（新型コロナウイルス感染症に係る危機関連保証の指定期間内に保証申込から融資実行までされたものに限る。）を同額で借り換える場合に限ります。

（注4）経営安定関連保証（セーフティネット保証）4号の認定書を用いて利用する場合、または責任共有制度の対象除外となる既往借入金を同額以内で借り換える場合に限ります。

●信用保証料

(1) 信用保証料

信用保証料は、金利・手数料とは性格の異なるものであり、信用保証協会が中小企業者等の委託に基づいて保証を行う対価としてお支払いいただく信用保証制度独自のものです。

信用保証料は、日本政策金融公庫に支払われる信用保険料、代位弁済に伴う損失の補てん、経費等制度運営上必要な費用に充当されています。

信用保証料は、保証協会の委託により金融機関で徴収し、その都度協会に送金していただくことになっております。保証料の計算式は、保証書とセットになっている「信用保証料送金のご依頼」に記載しています。

なお、信用保証料以外の調査料・相談料・用紙代などは一切いただきません。

(2) 信用保証料率

信用保証料率は、中小企業・小規模事業者の方の財務内容に応じて、次頁表のとおり9段階に区分された保証料率から決定することとなっています。

なお、平成19年10月1日に導入された責任共有制度により、責任共有制度対象と対象外では保証料率が区別されています。

【保証料率区分】

(単位:年率%)

料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※料率区分は、保証申込日の直近の決算における決算書（貸借対照表及び損益計算書）をもとに、CRD（中小企業信用リスク情報データベース）により判定されます。

※特殊保証とは、「手形割引根保証」、「電子記録債権割引根保証」、「当座貸越根保証」及び「事業者カードローン当座貸越根保証」を指します。

【定性要因による割引】

財務要因の評価だけでなく、一定の定性要因（非財務要因）も加味して料率を決定します。

以下に該当される場合は、信用保証料を0.1%割引します。

○有担保割引

有担保保証（物的担保を提供いただける保証）を利用する場合
(ただし、制度によっては割引の適用ができないものもあります)

○会計参与設置会社に対する割引

保証申込時、会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類の提出をした中小企業者
(ただし、制度によっては割引の適用ができないものもあります)

(3) 信用保証料の基本計算式

○一括返済の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間}}{12\text{か月 (365日)}}$$

○均等分割返済の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \frac{\text{保証期間}}{12\text{か月 (365日)}} \times \text{均等分割係数}$$



分割返済回数	均等分割係数
2 回以上 6 回以下	0.70
7 回以上 12 回以下	0.65
13 回以上 24 回以下	0.60
25 回以上	0.55

■ 第6次中期事業計画（令和3年度～令和5年度）

1. 業務運営方針

当協会は、公的機関としてガバナンスの強化とコンプライアンス意識の浸透を図るとともに、地域密着型「総合支援機関」としての経営理念を堅持し、コロナ禍において様々な経営課題を抱える中小企業・小規模事業者に対し、あらゆる方向から支援するため、金融機関、支援機関等とのリレーションを一段高いレベルに深化させ、企業の特性に応じたきめ細やかな支援に努めます。

また、協会の持つ「ハブ機能」を活かし、「頼りになる保証協会」として地域経済の活性化・地方創生の推進に資するものとします。

このため、令和3年度から令和5年度までの3か年における業務運営上の基本方針として、次の事項に取り組みます。

（1）中小企業の経営改善・生産性向上に向けた取り組みの推進

中小企業の実情に即した安定的な資金調達を支援し、経営改善・生産性向上を促進するため、企業訪問、面談等を通じて、個々の経営状況を丁寧に把握し、金融機関と連携して保証付融資とプロパー融資を柔軟に組み合わせるなど適切なリスク分担を図り、地域における「頼りになる保証協会」として金融の円滑化に努めます。

（2）中小企業の経営支援・事業再生の促進に関する取り組みの推進

長年にわたり業績不振が続く企業やコロナ禍で経営改善が進まない企業に対し、金融機関や関係機関と連携しながら、中小企業・小規模事業者の状況に応じた経営支援・事業再生支援に努めます。

（3）地方創生への取り組みの推進

地域に密着した公的機関として、地方公共団体・金融機関等との連携・協力を進めながら、地域での起業マインドの醸成・事業承継の推進に資する取り組みや、中小企業者の商取引拡大に向けた販路開拓支援等の活動を通じ、地方創生に一層の貢献を果たしていくための取り組みを進めます。

（4）回収の効率化と最大化への取り組みの推進

第三者保証人や不動産担保に依存しない保証の浸透により、回収資源の乏しい求償権の増加が見込まれる中、求償権の回収に当たっては、早期回収はもちろんのこと、事業再生や一部弁済による保証債務免除等を活用するなど、管理業務の効率化と回収の最大化に努めます。

（5）ガバナンス、コンプライアンス態勢及び危機管理体制の強化への取り組み

公的機関として、ガバナンスの強化とコンプライアンス意識の浸透を図るとともに、南海トラフ地震などの大規模災害や感染症のパンデミックなど、様々な危機事象に対応できる組織力の強化に努めます。また、保証協会の役割や各種取り組み状況について広く情報発信するなど、認知度向上に努めます。

(6)利用者本位の保証制度の確立に向けた取り組み

コロナ禍において、国や自治体をはじめ各方面においてデジタル化による手続きの見直しが行われている中、利用者本位の保証制度の確立に向け、事務手続きのデジタル化を推進するなど業務の効率化に努めます。

2. 事業計画

令和3年度から令和5年度までの保証承諾等の主要業務数値（計画）は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	令和3年度			令和4年度		令和5年度	
	金額	対前年度 計画比	対前年度 見込実績比	金額	対前年度 計画比	金額	対前年度 計画比
保証承諾	50,000	86.2%	21.7%	52,000	104.0%	55,000	105.8%
保証債務残高	260,000	194.0%	97.0%	245,000	94.2%	220,000	89.8%
代位弁済	3,000	150.0%	135.1%	4,000	133.3%	3,000	75.0%
実際回収	500	100.0%	93.1%	500	100.0%	500	100.0%

令和5年度経営計画

●業務運営方針

- (1) コロナ禍において債務が増大した中小企業・小規模事業者に対し、資金繰り支援を通じたセーフティネット機能を果たすとともに、ポストコロナを見据えた一層の収益改善支援や、創業・事業再構築など前向きな取り組みを積極的に支援します。
また、協会業務の一層の円滑化・効率化を推進し、社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる協会運営に努めます。
- (2) 保証部門においては、関係機関との連携強化や金融機関との適切なリスク分担を図りながら、中小企業・小規模事業者と対話を重ね、事業者のライフステージに応じた、一層きめ細やかな金融支援と経営支援に努めます。
- (3) 地方創生部門においては、創業前相談からの一貫した支援を行い、事業の進展とともに生じる経営課題の解決に向けて、各種相談や専門家派遣等、金融支援・経営支援を一体的に行い、事業が軌道に乗るまで切れ目のない支援に努めます。
- (4) 期中管理・経営支援部門においては、「中小企業活性化協議会」、「事業承継・引継ぎ支援センター」、「REVIC」等関係機関との連携を強化し、経営改善、事業の生産性向上、事業再生及び事業承継等の積極的な支援に努めます。
- (5) 回収部門においては、担保や人的保証のない求償権の増加により回収環境が厳しさを増すなか、初動を徹底するとともに、一部弁済による保証債務免除等を利用し、事業者の状況に応じた効率的な回収に努め、経営者の事業再生・生活再建を支援します。
- (6) その他の間接部門においては、業務の効率化、DXを推し進めるために職員のリスクリングを後押しするとともに、中小企業の価値向上に貢献できる人材育成に努めるなど人的資源の充実・強化を図ります。
- (7) 公的機関として、ガバナンスの強化やコンプライアンス意識の浸透を図るとともに、危機事象に対する組織力の強化に努め、持続可能な信用補完制度の確立に向けた強固な経営基盤の構築に努めます。

●重点課題

(1) 保証部門

① 経営課題解決支援

さらなる現場主義の徹底により、経営改善や生産性向上について企業が抱える課題を対話を通じて実態把握に努めるとともに、企業の事業再構築支援を積極的に行うなど、各企業の実情に応じた伴走支援に努めます。

② 小規模事業者に対する積極的な支援

コロナ禍を背景に過剰となった金融債務の返済など、厳しい状況にある小規模事業者の持続的発展を支えるため、資金繰りの円滑化を図るとともに、事業承継支援や飲食業者を始めとする小規模事業者への

D X支援など、きめ細やかな支援に努めます。

③ 金融機関等との連携強化

定期的な金融機関との意見交換により事業者支援に係る認識共有を図り、モニタリング報告書を活用した企業への帯同訪問の実施、合同相談会の開催などによる経営支援に努めるとともに、商工団体の経営指導員等との連携を深めることにより、地域経済の活性化に努めます。

④ 政策保証等の積極的な活用

企業のライフステージに応じて、国や地方公共団体の政策に則った保証制度を推進するほか、「伴走支援型特別保証」による借換え保証や前向きな取り組みに対する資金需要等に積極的に対応するとともに、経営者保証に関するガイドラインの適切な運用と定着に引き続き努めます。

⑤ ポストコロナへの対応

金融機関との適切なリスク分担による金融支援のみならず、事業再構築支援、D XやG Xへの対応支援等、中小企業・小規模事業者の新たな挑戦を協会が「ハブ機能」を発揮することにより強力に支援します。

(2) 地方創生部門

① 創業機運の醸成

創業希望者に向けてセミナーやイベントを通じて創業を働きかけるほか、連携協定を結んでいる県内の大学で授業を行い、学生の起業マインドを喚起するなど、創業の裾野拡大を図ります。

② 創業のフェーズに応じた支援体制

創業前相談において創業計画づくりをサポートするとともに、保証による金融支援、創業後の専門家派遣を絡めたフォローアップまでの一貫支援体制を構築します。

③ 政策保証を利用した創業資金の調達支援

創業関連保証を活用し積極的に创业者の資金調達をバックアップするほか、新たに始まった「スタートアップ創出促進保証」の推進に努めます。

④ 関係機関との連携

地域の创业者を地域が一体で支援するとの観点から、金融機関、行政、商工・経済団体、大学、企業など、シナジー効果が見込めるあらゆる機関との連携を密にして創業支援に努めます。

⑤ 情報発信の強化

創業関連の情報や地方創生の取り組みについて、ホームページ、メールマガジン、Youtube、各種メディアへのニュースリリースを通じて積極的に情報発信し、創業支援の認知度とプレゼンスを高めます。

⑥ 移住・創業の促進

県や市町村としっかり連携し、移住や交流のイベントで起業の提案を行うほか、地域おこし協力隊へもアプローチして、起業する方に寄り添った創業支援に努めます。

⑦ 事業承継の推進

組織横断の「事業承継推進チーム」が「事業承継・引継ぎ支援センター」と連携し、事業継続や雇用維持に繋がる支援に積極的に取り組みます。

(3) 期中管理・経営支援部門

① 各種施策の活用・関係機関との連携

金融機関と連携しながら経営改善にかかる支援を実施するとともに、必要に応じて「中小企業活性化協議会」、「事業承継・引継ぎ支援センター」等の機能を有効に活用することにより、企業の事業再生を支援します。

② 「経営サポート会議」による支援

金融調整や経営改善計画の策定等が必要な企業に対し、「経営サポート会議」を通じて事業者ニーズの把握と状況に応じたきめ細やかな対応を行い、経営改善にかかる支援を積極的に推し進めます。

③ 「経営支援強化促進補助金」の活用

事業者のニーズや状況に応じ、専門家を活用しながら経営改善に向けたサポートを行います。

④ 事業者との対話を重視したきめ細やかな支援

ローカルベンチマークを活用し、事業者との対話と傾聴を重視し、本質的な経営課題への気づきを与え、伴走支援に努めます。

⑤ 再チャレンジ支援

事業再生が極めて困難な状況においては、事業者の再チャレンジへとつながるよう、廃業支援を含めた効果的な支援に努めます。

⑥ 「とくしま中小企業支援ネットワーク」の活用

ネットワークのハブ機能を活かして、新たな施策について情報共有を図るとともに、経営改善、事業再生、創業支援、事業承継等に向けた連携強化に努めます。

(4) 回収部門

① 回収の早期着手

期中管理・経営支援部門との連携やコミュニケーションを密にして、関係人の状況等を早期に把握することにより、個々の実情に応じ遅滞なく回収に着手します。

② 回収促進策の推進

案件ごとに早期に正確な情報を収集し、タイムリーな回収方針を立て、報告・連絡・相談の徹底により内部連携をより強化するとともに、円滑かつきめ細やかな管理を行うことにより、回収の促進に努めます。

③ 管理回収業務の効率化

回収の見込みがないと判断した求償権については速やかに管理事務停止を実施し、回収が見込める求償権に注力するとともに、管理回収支援帳票を活用し管理業務の効率化に努めます。

④ 事業再生・生活再建に向けた取り組み

代位弁済後も事業を継続している事業者には事業再生に向けた支援を行うとともに、「経営者保証に関するガイドライン」、「一部弁済による保証債務免除」、「損害金減免による早期完済」等を積極的に活用し、事業再生・生活再建に向けた支援に努めます。

(5) その他間接部門

① 関係機関との連携強化

ポストコロナ社会における企業活動に対し多様な支援を行なうため、これまで築いてきた金融機関や支援機関等との連携をさらに強化し、ネットワークを活かした情報収集・分析により中小企業者に寄り添ったきめ細やかな金融支援、経営支援に繋がります。

② 業務の効率化

DXの推進により事務の効率化を図るとともに、限られたリソースを有効に活用することにより、厳しい経営環境におかれている中小企業者の経営支援に努めます。

③ 強固な経営基盤の構築

中小企業・小規模事業者の事業の発展を支える持続可能な信用補完制度の確立に向けて、ガバナンス及びコンプライアンス態勢の強化を図りながら、強固な経営基盤の構築に努めます。

④ 人材の育成

事業者のニーズに即応できる人材を育成するため、若手職員を主体とした内部研修や専門知識の向上に向けた外部研修への積極的な参加など、研修体制の充実を図るとともに、DXを推進するためのリスクリングに努めます。

⑤ 危機事象への対応

南海トラフ地震などの大規模災害やシステム障害等、様々な危機事象への対応が求められる中、図上訓練の定期的な実施などにより、事業継続計画（BCP）の実効性を高め、危機管理体制の充実・強化を図ります。

⑥ 情報戦略の充実・強化

保証協会の認知度を高め、その存在意義を広く理解してもらうため、SNSの活用やホームページ・広報誌等の充実を図るなど、わかりやすくタイムリーな情報発信や広報活動に努めます。

●事業計画

令和5年度保証承諾等の主要業務数値（見直し）は以下の通りです。

	金額	対前年度計画比
保証承諾額	53,000百万円	132.5%
保証債務残高	230,000百万円	92.0%
代位弁済額	2,500百万円	100.0%
回収額	400百万円	88.9%

■ 令和5年度の重点取組み事項

本県の中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、コロナ禍の長期化、供給面での制約、為替動向等による物価上昇が収益改善の足かせになる等、依然として厳しい状況にあります。

こうしたなか当協会では、令和5年度には多くの事業者が「新型コロナウイルス感染症対応資金」の元金返済・金利支払いの開始時期を迎えることから、事業者の返済負担の軽減に取り組むと同時に、収益力改善支援・事業再生支援を通じて増大した債務に対処していくことが求められています。

このため、コロナ禍及びその後の物価高騰等の経済環境の変化を通じて複雑化した中小企業・小規模事業者の経営課題の解決に向けて、資金繰りの円滑化、適切な経営改善支援、収益力改善支援や事業再生・再チャレンジ支援等が行えるよう、職員一人ひとりの意識と能力を高めることで「組織力の強化」を図るとともに、デジタル技術を活用した「各種業務のさらなる円滑化・効率化」を推進するなど、「行動する保証協会」を実践していく必要があります。

よって、以下に掲げる3点を令和5年度の重点分野と位置付け、「地域密着型の総合支援機関」として、中小企業・小規模事業者の皆さまとともに「強さと柔軟性を持つ経済社会の実現」に努めます。

1. 健全で強固な経営基盤の確立

- ①柔軟で俊敏な「情報の収集・分析・発信」
- ②高い機動力に基づく「現場力」の発揮
- ③シームレスな「債権管理体制」の確立
- ④実践力のある「危機管理体制」の構築
- ⑤積極的な「業務改善」による事務の効率化

2. フレキシブルに対応できる「課題解決型組織」の構築

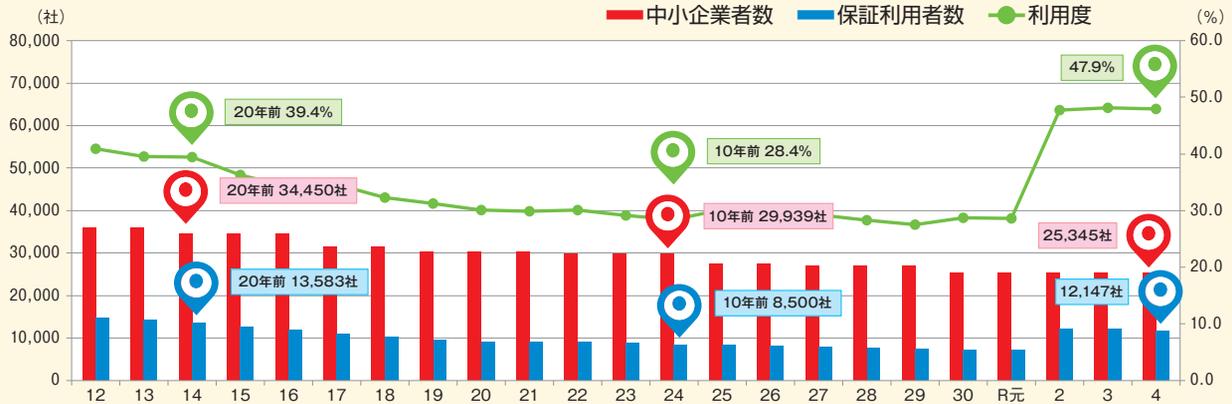
- ①外部環境の変化に即した「伴走型支援体制」の構築
- ②「女性職員」の能力活用
- ③自主的に成長できる環境づくり

3. 「地方創生」への貢献

- ①「創業支援機能」の充実・強化
- ②企業の強みを伸ばす「事業承継」の推進
- ③「ふるさと回帰」の促進

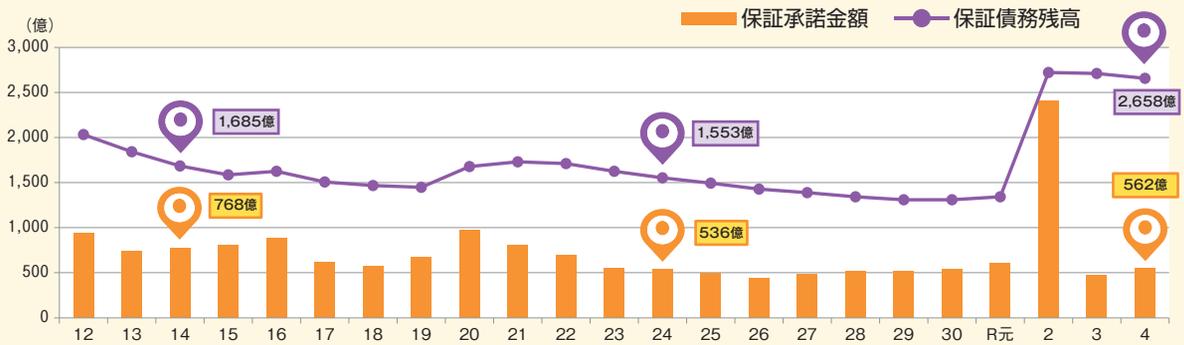
～ 中小企業を応援する地域密着型「総合支援機関」として～

● 県内中小企業者数と保証利用状況の推移



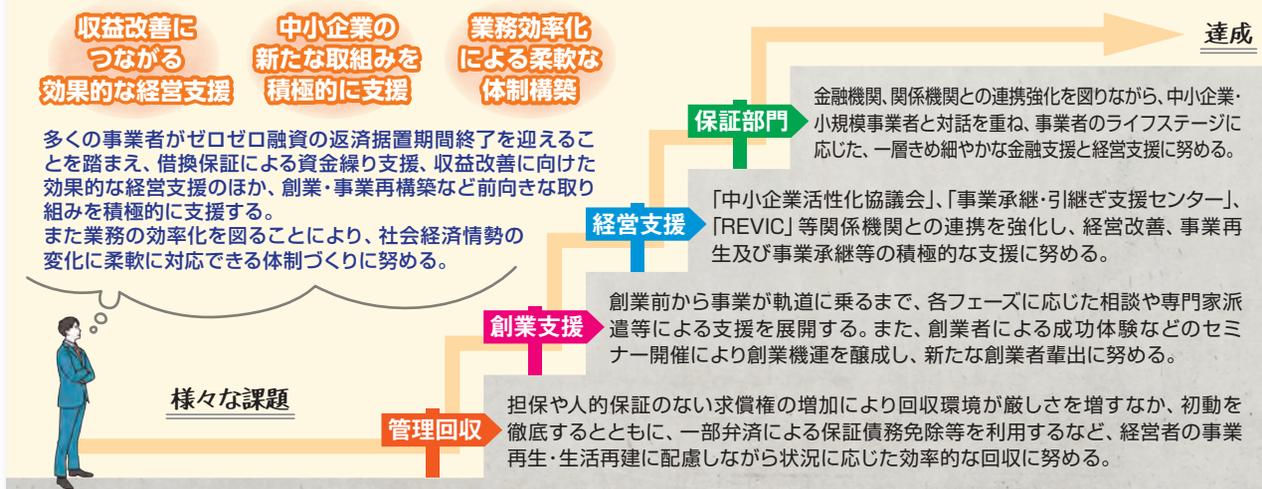
県内中小企業者は20年前から9,105社減少しているが、令和2年度の「新型コロナウイルス感染症対応資金（ゼロゼロ融資）」や令和3年度以降「伴走支援型特別保証」を中心に積極的な資金繰り支援に努めた結果、令和5年3月末の保証利用者数は12,147社（前年度比△54社）、保証利用率は47.9%（同△0.2%）と引き続き高い水準となった。

● 保証承諾額・保証債務残高の推移（億円）



令和2年度は「新型コロナウイルス感染症対応資金（ゼロゼロ融資）」により保証承諾額・保証債務残高ともに急増した。令和3年度以降「伴走支援型特別保証」を中心に積極的な資金繰り支援に努めており、令和5年3月末の保証承諾額は562億円（前年同月比118.8%）、保証債務残高については2,658億円（同98.0%）と高水準を維持している。

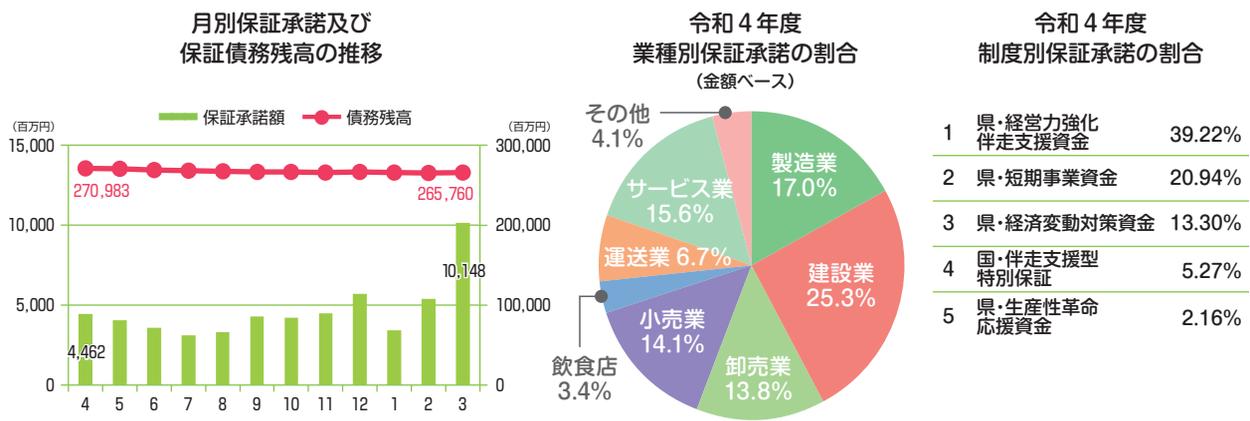
● 当協会の課題と方向性



保証部門の 重点取組み事項について

○県内中小企業・小規模事業者の経営環境が厳しさを増す中、「ゼロゼロ融資」の返済据置期間終了を迎える事業者の増加を踏まえ、地域において「頼りになる保証協会」となるべく、企業の実情に応じたきめ細やかな支援に努めます。

令和4年度の実績



今年度の取組み

1. 企業の実情に応じたきめ細やかな支援

現場主義を徹底し、伴走支援型特別保証を活用しながら、訪問・面談により企業の課題を把握し、その解決に向けたきめ細やかな支援に努めます。

伴走支援型特別保証の活用

多くの事業者が「ゼロゼロ融資」の返済据置期間終了を迎える中、借換えを含めた資金繰り支援、フォローアップ等、各企業の実情に応じた伴走支援に努める。

経営課題の解決を支援

企業との対話を通じ、収益力改善や生産性向上などの経営課題の把握に努め、資金繰りの円滑化、事業再構築、GX・DX等、きめ細やかな支援を展開する。

小規模事業者向け支援

コロナ禍、原材料高騰等の影響を受けた事業者に対し、飲食店応援保証“リバイバル”など様々な保証制度を利用した金融支援や、専門家派遣による経営支援など、顧客により添った支援に努める。

2. 金融機関との連携強化

金融機関営業店との情報交換を通じて企業の実態把握や対応策の目線合わせに努め、金融機関との適切なリスクシェアを図りながら、連携して金融支援・経営支援に努めます。

金融機関との協調支援

定期的に金融機関営業店と情報交換を行ない、プロパー協調による踏み込んだ与信対応や借換保証による資金繰り円滑化など、金融機関と連携して企業を支援する。

経営者保証を不要とする融資慣行の推進

思い切った事業展開や早期の事業再生、円滑な事業承継を促すべく、法人と経営者の分離状況や財務基盤が適格な企業に対し、経営者保証を不要とする融資を積極的に推進する。

連携による多様な支援

保証付融資とプロパー融資の連携・協調により、事業者に対する積極的な資金繰り支援に加え、金融機関独自の支援機能を組み合わせた多様な支援に努める。

3. 協会独自のキャンペーンを展開

「適正保証推進キャンペーン」「ポストコロナサポート保証キャンペーン」「保証料割引キャンペーン」を展開し、資金繰り支援をはじめ事業者の前向きな取り組みや新たな挑戦を強力に支援します。

NEW 経営者保証不要“プレミアム”短期継続保証“リピート”

金融機関と連携し、経営者保証不要とする“プレミアム”。短期資金継続により、資金繰りの安定や、新たな事業展開、業務拡張に利用できる“リピート”。

飲食店応援保証“リバイバル”

コロナ禍以降の厳しい経営環境により、特に深刻な影響を受けている飲食業者の方に対し、金融機関と連携して事業継続を支援する“リバイバル”。

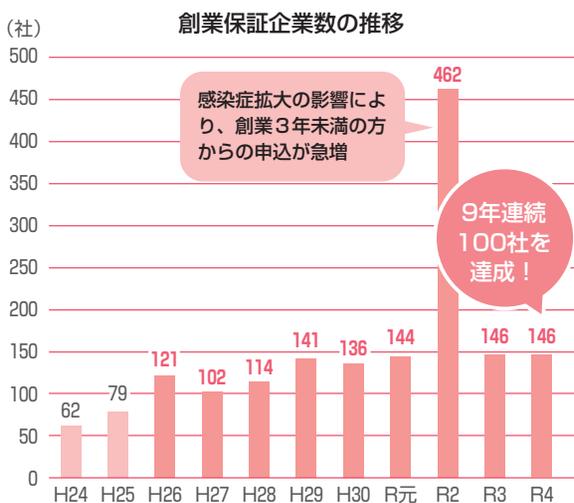
保証料割引キャンペーン (0.2%の保証料率を引き下げ)

対象となる資金
 (1) 県DX促進資金
 (2) 県GXとくしま推進資金 } **NEW**
 (3) 中小企業特定社債保証<SDGs推進枠>
 (4) 県短期事業資金<経済回復支援枠>

地方創生部門の 重点取り組み事項について

- 創業前相談から創業後のフォローアップまで一貫した支援体制により、創業される方を全力でサポートします。
- 創業機運を醸成し、新規や移住による創業者支援を通じて県内事業所の減少を食い止め、「地域経済の活性化」と「地方創生」に貢献します。

令和4年度の実績と今年度の取組み



平成23年度に本格的に「創業支援」に取り組み始めてから、当協会がサポート（創業保証）した累計企業数は1,600社を突破。年間100名を超える創業者を当協会から安定的に創出し、地域の雇用創出と経済の活性化を図る。

創業するなら保証協会へ！

あなたの夢、応援します。

- 1 「創業前相談窓口」「休日創業相談会」の実施**
 - オンライン、休日、夜間など、平日はお忙しい方や遠方の方のご相談もお受けできる柔軟な体制を準備しています。
- 2 創業前からのサポート**
 - 創業を志すお客さまに寄り添って計画作りを支援します。
 - 創業準備が整えば、保証利用による資金調達が可能です。
 - 低利・保証料ゼロによる地公体制度融資をご提案します。
- 3 スタートアップ創出促進保証**

NEW

 - 創業期の経営者保証を不要とする新たな保証制度「スタートアップ創出促進保証」を積極的に活用します。
- 4 創業後の伴走フォローアップ**
 - 保証後6か月及び決算期に定期モニタリングを実施します。
 - 広報サポート付創業保証「トリプルP」で効果的にアピールします。
 - 課題解決に向け、専門家派遣によるアドバイスを提供します。
 - YouTube動画を作成し、プロモーションを支援します。

オススメ
- 5 創業アンバサダーを創設**

NEW

 - 発信力のある方に「創業アンバサダー」を委嘱し、アンバサダーの持つネットワークを活用し、当協会の創業情報を発信する。

地方創生

リモートワークやワーケーションで地方が注目されている中、各種イベントや次世代の起業家を育成するキャリア教育を通じて創業機運の醸成に努め、金融機関、行政、商工・経済団体、大学、企業など、あらゆる機関との連携により地方創生に貢献します。

創業機運の醸成

- 「まちごとファクトリー」
徳島大学、徳島新聞社と連携して、地域に根差したソーシャルビジネスを育てる。当協会職員を講師として派遣し、ビジネスプラン作成セミナー等を開催する。
- 「とくしま創生アワード」
徳島県等が主催する、徳島を元気にするビジネスプランを募るコンテストに当協会も参画、当協会職員がビジネスプラン作成やプレゼン指導により運営をサポートする。
- 県内3大学との連携
連携協定を締結している徳島大学・四国大学・徳島文理大学で実践的な起業講座を開催し、次世代の起業マインド育成に貢献する。

移住創業の促進

- 「とくしま帰郷×シゴトづくりセミナー」
「徳島の魅力」や「他の地方との違い」などトークセッションを交えて徳島での起業を提案するセミナー。
- 「地域おこし協力隊」向け起業のすゝめ
他県から徳島に来て任期満了を迎える、創業意欲が高い「地域おこし協力隊」の方々に対し、自治体と連携して起業を提案する。
- 首都圏での移住創業セミナー
「わくわく移住支援事業補助金」の紹介等、地公体との連携により首都圏で移住創業のプロモーションを推進する。
- メディアの活用
「あわわWEB」で移住創業者の創業ストーリーを紹介

事業承継

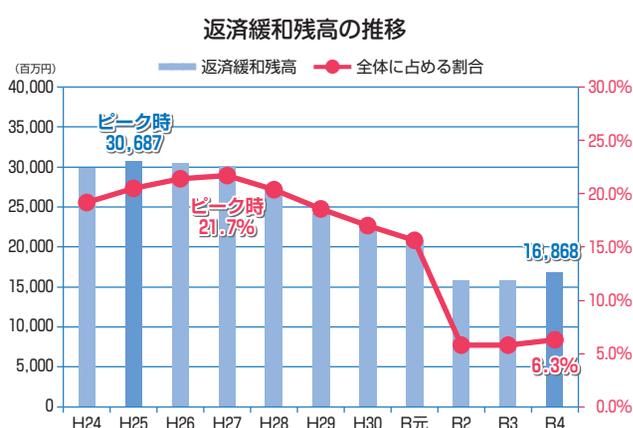
後継者不在の企業と創業者をはじめ譲受企業とのマッチングや事業承継の課題解決に取り組む「事業承継推進チーム」を設置し、対象先の情報共有や支援施策の推進を検討する。さらに、徳島県事業承継・引継ぎ支援センターと「事業承継に係る勉強会」を開催し、連携して円滑な事業承継促進に努める。



経営支援部門の 重点取組み事項について

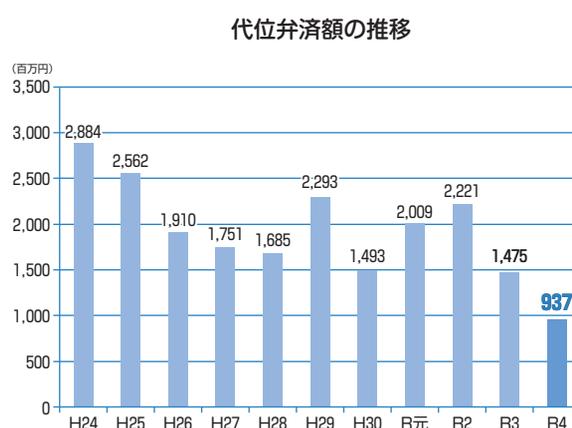
- 厳しい経営環境の長期化により企業の債務負担が増加する中、今年度は多くの企業が「ゼロゼロ融資」の返済据置期間終了を迎えることから、今後、返済緩和企業の増加が見込まれます。当協会では、企業との対話を通じ実態把握に努め、各種施策の活用や関係機関との連携により、事業継続、事業再生を強力に支援いたします。

令和4年度の実績



R2年度のゼロゼロ融資以降、保証債務残高の増加により返済緩和残高の割合は減少したが、R4年度はやや増加に転じた。

※返済緩和残高の割合=返済緩和残高/保証債務残高



R4年度は大口の代位弁済が少なかったことにより代位弁済額については減少したが、今年度は厳しい経営環境の長期化や「ゼロゼロ融資」の返済据置期間終了により増加が予想される。

今年度の取組み

1. 積極的な経営支援を展開

対話による伴走支援

収益改善に取り組む事業者との対話を通じて経営課題を抽出し、顧客の状況に応じた経営支援を展開する。

- ⇒「支援方針シート」の活用
- ⇒ 専門家派遣による課題解決

企業診断チームの強化

協会内の診断士によるチームを編成し、コロナ禍の影響を受けた企業やポストコロナに向け新たな取組みを行う企業に、ローカルベンチマークを活用し寄り添い型の支援を行う。

事業再生の早期着手

事業者の特性や地域への影響を考慮し、当該事業者のリソースの有効活用を図るため、金融機関等と連携しながら早い段階での事業再生の取組みを推進する。

再チャレンジ支援

収益力の改善や事業再生が極めて困難な事業者については、各種ガイドラインの活用により、円滑な廃業や経営者の再スタートのための支援を実施する。

2. 関係機関との連携

活性化協議会との連携協定

令和4年9月に締結した「中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に向けた連携協定」により活性化協議会との連携を強化し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に苦しむ県内中小企業の収益力改善支援を推進する。

さらに、中小企業及び経営者個人の破産回避に向け、「事業再生ガイドライン」や「経営者保証ガイドライン」を踏まえ、活性化協議会と連携して事業再生・再チャレンジ支援も進めていく。

とくしま中小企業支援ネットワーク

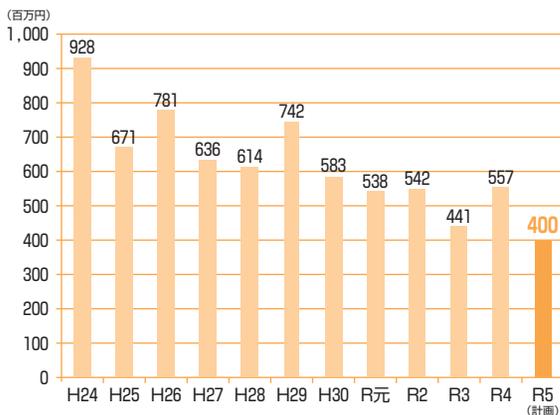
当協会が事務局を務め、代表者会議・幹事会議・連絡会議を設置し、経営支援施策や再生事例の共有を図る。金融機関、商工団体、士業団体、自治体等、各メンバーが目線を揃えて個別企業の収益力改善や事業再生に取り組むことで地域経済の再生を推し進める。



管理回収部門の 重点取り組み事項について

- 回収方針の早期検討と着手、さらに管理業務の効率化を進めるとともに、経営者保証に関するガイドライン他、3つのガイドラインを有効に活用し、債務者の再チャレンジにつながる回収に努めます。

回収金額の推移



無担保、無保証人の求償権の増加や、破産等の法的手続の増加により、回収金額は減少傾向で推移している。



今年度の取組み

回収の促進

代位弁済前からの情報収集により早期に回収方針を策定、顧客との面談を通じ今後の事業の方向性や担保物件の適正な処分による債務の軽減策など、債務者の状況に応じた親身な提案を行い、回収の促進を図る。

管理業務の効率化

管理回収支援帳票の活用や適時適正な案件管理、また相続調査等の外部委託により効率化を図り、回収が見込める求償権に注力することで、その最大化に努める。

事業再生・生活再建

状況に応じ、事業の継続や再生に協力する一方、経営者の生活再建に向け「経営者保証に関するガイドライン」、「一部弁済による保証債務免除」、「損害金減免による早期完済」を積極的に活用し、回収に繋げる。

その他の取組みについて

- 強固な経営基盤確立のため、恒常的にDX、人材育成、コンプライアンス、BCPIに取り組み、安定した信用保証業務を提供することにより、地域において「頼りになる保証協会」を目指します。

今年度の取組み

DX

- 事業者や金融機関に対する利便性向上やリードタイム短縮を図るべく、信用保証業務の電子化を進める。
- 各部署における事務の効率化を推し進めることで限られたリソースを有効に活用し、厳しい経営環境におかれている中小企業の経営支援に努める。

人材育成

- 将来を担う優秀な人材確保、各階層、各業務における研修機会の提供、またリスキリングを推進することにより人材育成に努める。
- 中小企業診断士や信用保証業務検定をはじめとする資格取得を強力にバックアップ。

コンプライアンス

- チェックシートによる早期発見・対応、ハラスメント相談窓口の周知徹底、研修、訓練などを通じ、コンプライアンス意識のさらなる浸透、向上を図る。

BCP

- 対策本部、緊急招集要員、臨時事務所設置、感染症対応等、マニュアルのアップデート。
- 安否確認、電源喪失時の保証書発行、自然災害時における事業継続などの訓練を定期的実施。
- 災害用備蓄品の整備や充実により、きたるべき災害に備える。

令和4年度事業概況

事業方針

当協会では、中小企業・小規模事業者を力強く応援する地域密着型の「総合支援機関」として、中小企業者や金融機関、支援機関等とのリレーションをより一層図るとともに、コロナ禍により債務が増大した中小企業者に寄り添い、ポストコロナを見据えた積極的な金融支援と経営支援に取り組むことにより、「頼りになる保証協会」として、地域経済の活性化・地方創生の推進を目指すことを基本的運営方針として、令和4年度の事業計画を策定し、次のような取組みを行いました。

【保証部門】

保証部門においては、企業が抱える経営課題を把握するため企業訪問及び経営者との面談を強化するとともに、県内金融機関と緊密に連携して「伴走支援型特別保証制度」など様々な保証制度を活用し、厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者への資金繰り支援に努めた結果、保証承諾は前年度を上回り、保証債務残高は前年度並みを維持しました。

また、創業支援においては、創業希望者に対する創業前相談、休日創業相談会のほか、創業後のフォローアップを積極的に実施するとともに、関係機関と連携して各種創業イベントを行うなど創業機運の醸成に努めました。

【期中管理部門・経営支援部門】

期中管理・経営支援部門においては、金融機関と連携し金融調整や経営改善計画の策定等が必要な企業に対する「サポート会議」を強化するとともに、中小企業活性化協議会と連携協定を締結し連携を深化させるなど、コロナ禍における中小企業の経営課題の解決に向け、「とくしま中小企業支援ネットワーク」のハブ機能を活かして、支援機関と連携したきめ細やかな支援に努めた結果、代位弁済は前年度を大幅に下回る結果となりました。

また、事業承継を希望する事業者に対しては、支援機関と連携しながら金融支援を行うとともに、スポンサーを活用した事業再生に関与するなど雇用の維持に貢献しました。

【回収部門】

回収部門においては、経営者保証に関するガイドライン、一部弁済による保証債務免除等を活用し、顧客の事業再生・生活再建に努めるとともに、法的手続きを迅速に行い、前年度を上回る回収額となりました。

【その他間接部門】

大規模災害時を想定した避難訓練、災害対策本部業務訓練等を行うとともにBCPの見直しを行うなど危機管理体制の強化を図りました。

令和4年度事業実績

【主要業務数値】

(単位:百万円)

区分	件数	金額	経営計画(金額)	計画比
保証承諾	4,661	56,154	40,000	140.4%
保証債務残高	22,863	265,760	250,000	106.3%
代位弁済	137	937	2,500	37.5%
実際回収	5,241	557	450	123.9%

令和4年度は、企業が抱える経営課題を把握するため企業訪問及び経営者との面談を強化し「プッシュ型支援」に努めるとともに、県内金融機関と緊密に連携して「伴走支援型特別保証制度」など様々な保証制度を活用し、厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者への資金繰り支援に努めた結果、年度末の保証利用者数は12,147企業、保証利用率は47.9%と引き続き高い水準となりました。

保証承諾については、56,154百万円(計画比140.4%、前年度比118.8%)と前年度を上回り、保証債務残高についても、265,760百万円(計画比106.3%、前年度比98.0%)と高い水準を維持しました。

代位弁済については、金融機関と連携し、金融調整や経営改善計画の策定等が必要な企業に対する「経営サポート会議」を強化するとともに、中小企業活性化協議会と連携協定を締結し連携を深化させるなど、コロナ禍における中小企業の経営課題の解決に向け「とくしま中小企業支援ネットワーク」のハブ機能を活かして、支援機関と連携したきめ細やかな支援に努めた結果、937百万円(計画比37.5%、前年度比63.5%)と大幅に減少しました。

一方、実際回収においては、経営者保証に関するガイドライン、一部弁済による保証債務免除等を活用し、顧客の事業再生・生活再建に努めるとともに、法的手続きを迅速に行うなどして、557百万円(計画比123.9%、前年度比126.3%)と前年度を上回る回収となりました。

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	89,223	基 本 財 産	15,471,680,878
現 金	89,223	基 金	4,934,018,600
小 切 手	0	基 金 準 備 金	10,537,662,278
預 け 金	3,103,129,481	制度改革促進基金	0
当 座 預 金	0	収支差額変動準備金	5,087,934,425
普 通 預 金	998,692,775	その他有価証券評価差額金	-295,132,587
通 知 預 金	0	責 任 準 備 金	1,708,685,395
定 期 預 金	2,100,000,000	求償権償却準備金	106,428,281
郵 便 貯 金	4,436,706	退職給与引当金	612,643,411
金 銭 信 託	0	損 失 補 償 金	0
有 価 証 券	26,261,643,889	保 証 債 務	265,759,743,622
国 債	0	求 償 権 補 填 金	0
地 方 債	11,893,035,000	保 険 金	0
社 債	14,359,860,000	損失補償補填金	0
株 式	2,000,000	借 入 金	0
受 益 証 券	0	長 期 借 入 金	0
新 株 予 約 権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
ファンド出資	6,748,889	短 期 借 入 金	0
譲 渡 性 預 金	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
そ の 他	0	収支差額変動準備金造成資金	0
動 産 ・ 不 動 産	477,128,586	雑 勘 定	8,046,403,516
事業用不動産	440,541,348	仮 受 金	118,256,218
事業用動産	36,587,238	保 険 納 付 金	12,093,814
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	2,085,535
建設仮勘定	0	未経過保証料	7,908,640,276
損失補償金見返	0	未 払 保 険 料	1,041,361
保証債務見返	265,759,743,622	未 払 費 用	4,286,312
求 償 権	263,110,781	有価証券未払金	0
讓 受 債 権	0		
雑 勘 定	633,541,359		
仮 払 金	8,372,962		
保 証 金	0		
厚 生 基 金	97,811,000		
連 合 会 勘 定	478,791		
未 収 利 息	47,442,491		
有価証券未収入金	0		
未経過保険料	479,436,115		
合 計	296,498,386,941	合 計	296,498,386,941

有価証券
安全性を重視し、流動性・収益性の観点からも考慮して運用対象を選定しています。

求償権
経理上の求償権とは、代位弁済累計額から、回収額、自己償却額、日本政策金融公庫からの保険金受領額等を控除した額です。

未経過保険料
当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分について計上しています。

基本財産
株式会社の資本金に相当するものです。

収支差額変動準備金
将来の収支悪化に備え、対外信用力の維持と業務運営の安定化を図り、中小企業者の保証要請に的確に応えるための利益性の準備金です。

未経過保証料
受入保証料のうち、当該決算期間の未経過分(翌事業年度以降にかかる保証料)を計上しています。

(注) 業務方法書の改正に伴い、当事業年度から責任準備金の積立方法を変更しております。
責任準備金の積立方法の変更については、業務方法書の取扱いに従っており、変更後の積立方法に基づく当事業年度の期首の責任準備金と、前事業年度末の責任準備金との差額を、当事業年度の期首の収支差額変動準備金に反映しております。
この結果、当事業年度の期首において、責任準備金が136,572,224円増加し、収支差額変動準備金が同額減少しております。

収支計算書

令和4年4月1日～令和5年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額
経 常 収 入	3,020,680,315
保 証 料	2,634,036,503
預 け 金 利 息	1,177,485
有 価 証 券 利 息 配 当 金	246,322,919
調 査 料	0
延 滞 保 証 料	0
損 害 補 助 金	8,700,587
事 務 補 助 金	8,119,235
責 任 共 有 負 担 金	112,067,000
雑 収 入	10,256,586
経 常 支 出	1,879,629,733
業 務 費	765,369,195
役 職 員 給 与	424,354,755
退 職 給 与 引 当 金 繰 入	43,024,384
そ の 他 人 件 費	93,727,440
旅 費	1,868,400
事 務 費	99,563,899
賃 借 料	9,089,967
動 産 ・ 不 動 産 償 却	25,325,318
信 用 調 査 費	16,734,289
債 権 管 理 費	12,828,467
指 導 普 及 費	12,463,752
負 担 金	26,388,524
借 入 金 利 息	0
信 用 保 険 料	1,112,126,538
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	0
雑 支 出	2,134,000
経 常 収 支 差 額	1,141,050,582
経 常 外 収 入	2,633,757,382
償 却 求 償 権 回 収 金	42,017,440
責 任 準 備 金 戻 入	1,767,229,409
求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	174,743,941
求 償 権 補 填 金 戻 入	649,670,047
保 険 金	570,662,389
損 失 補 償 補 填 金	79,007,658
有 価 証 券 評 価 益	0
有 価 証 券 売 却 益	0
補 助 金	0
そ の 他 収 入	96,545
経 常 外 支 出	2,633,789,828
求 償 権 償 却	815,804,068
譲 受 債 権 償 却	0
雑 勘 定 償 却	2,848,375
有 価 証 券 評 価 損	0
有 価 証 券 売 却 損	0
退 職 金	0
責 任 準 備 金 繰 入	1,708,685,395
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	106,428,281
そ の 他 支 出	23,709
経 常 外 収 支 差 額	-32,446
制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩 額	0
収 支 差 額 変 動 準 備 金 取 崩 額	0
当 期 収 支 差 額	1,141,018,136
収 支 差 額 変 動 準 備 金 繰 入 額	570,000,000
基 本 財 産 繰 入 額	571,018,136

保証料

受入保証料のうち、当該決算期間に対応する額を計上しています。

信用保険料

日本政策金融公庫に支払う信用保険料の当該決算期間に対応する額を計上しています。

求償権償却

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金、連合会(国)から受領した損失補償金、償却基準に従い回収不能と認められた求償権の合計額を計上しています。

求償権償却準備金

協会資産の健全性を保つ観点から、求償権残高に対して一定割合を積み立てています。(洗替え方式)

求償権補填金

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金、連合会(国)から受領した損失補償金からなっています。求償権補填金を期末に戻入処理することにより求償権の償却を行います。

責任準備金

経済・金融動向の変化に伴う将来の不測の事態の備えとして、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。(洗替え方式)

キャッシュ・フロー計算書

令和4年4月1日～令和5年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額
I. 事業活動によるキャッシュ・フロー	
当期収支差額	1,141,018,136
動産・不動産償却額	25,325,318
退職給与引当金増減額	43,024,384
責任準備金増減額	78,028,210
求償権償却準備金増減額	-68,315,660
収支差額変動準備金取崩額	0
預け金利息・有価証券利息・配当金	-247,500,404
借入金利息	0
求償権増減額	98,239,218
損失補償金	0
仮払金増減額	3,613,777
保証金増減額	0
連合会勘定増減額	1,640,480
未経過保険料増減額	17,300,342
求償権補填金増減額	0
仮受金増減額	52,743,932
保険納付金増減額	-18,687,859
損失補償納付金増減額	479,432
未経過保証料増減額	-1,187,567,875
未払保険料増減額	329,103
未払費用減少額	-821,779
制度改革促進基金増減額	0
有価証券評価損益	0
有価証券売却損益	0
動産・不動産売却(取得)による売却損益	0
小計	-61,151,245
利息・配当金受取額	246,019,757
利息の支払額	0
事業活動によるキャッシュ・フロー	184,868,512
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金解約(預入)による収入(支出)	-1,040,000,000
有価証券の売却・償還(取得)による収入(支出)	-98,313,869
金銭信託の解約(取得)による収入(支出)	0
厚生基金の回収(貸付)による収入(支出)	9,480,000
動産・不動産売却(取得)による収入(支出)	-17,652,254
投資活動によるキャッシュ・フロー	-1,146,486,123
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
借入金の借入(返済)による収入(支出)	0
基金増加(減少)による収入(支出)	0
基金準備金増加(減少)による収入(支出)	0
収支差額変動準備金に係る出捐金の増加(減少)による収入(支出)	-136,572,224
財務活動によるキャッシュ・フロー	-136,572,224
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額	0
V. 現金及び現金同等物の増加額	-1,098,189,835
VI. 現金及び現金同等物の期首残高	2,101,408,539
VII. 現金及び現金同等物の期末残高	1,003,218,704

基本財産

【基本財産とは】

信用保証協会における基本財産とは、一般企業の資本金勘定に相当するものであり、信用保証業務遂行の結果生じることとなる損失の最終担保的な性格を有するものです。このため、当協会が健全な経営を行い、対外的信用を維持するためには、基本財産の保全・充実が不可欠です。

当協会が引き受けることができる保証債務の最高限度額は、定款の定めにより基本財産の42.8倍（定款倍率）と定められています。令和4年度末の基本財産は155億円となりましたので、当協会が引き受けられる保証債務の最高限度額は、6,622億円となります。（定款倍率に対する消化率42.5%）

【基本財産の推移】

（単位：円）

年 度	基本財産	基 金	基金準備金	金融安定化特別基金
平成22年度	13,478,826,525	4,934,018,600	8,544,807,925	0
平成23年度	13,765,255,091	4,934,018,600	8,831,236,491	0
平成24年度	13,972,717,889	4,934,018,600	9,038,699,289	0
平成25年度	14,113,294,816	4,934,018,600	9,179,276,216	0
平成26年度	14,287,767,220	4,934,018,600	9,353,748,620	0
平成27年度	14,390,057,215	4,934,018,600	9,456,038,615	0
平成28年度	14,451,675,643	4,934,018,600	9,517,657,043	0
平成29年度	14,495,301,689	4,934,018,600	9,561,283,089	0
平成30年度	14,517,016,665	4,934,018,600	9,582,998,065	0
令和元年度	14,546,554,966	4,934,018,600	9,612,536,366	0
令和2年度	14,546,554,966	4,934,018,600	9,612,536,366	0
令和3年度	14,900,662,742	4,934,018,600	9,966,644,142	0
令和4年度	15,471,680,878	4,934,018,600	10,537,662,278	0

【基本財産の構成】

基本財産は、①基金②基金準備金で構成されています。

①基金は、地方公共団体、金融機関等により拠出された出えん金と金融機関等負担金で構成されています。

②基金準備金は、毎事業年度、決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた金額の累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

【基本財産の内訳】

令和5年3月31日現在

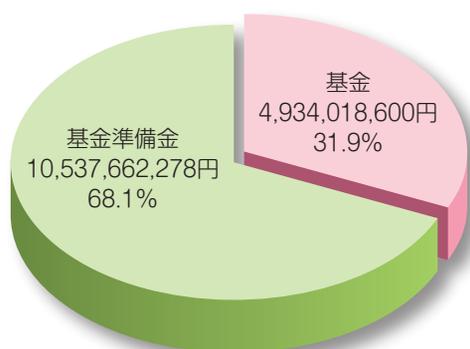
(単位:千円)

区 分	金 額	構 成 比
基 金	4,934,019	31.89%
出えん金	3,613,197	23.35%
(県)	3,310,200	21.40%
(市町村)	263,892	1.71%
(金融機関)	38,330	0.25%
(業者・業者団体)	775	0.01%
金融機関等負担金	1,320,822	8.54%
(金融機関)	1,312,473	8.48%
(業者・業者団体)	8,349	0.05%
基金準備金	10,537,662	68.11%
基本財産合計	15,471,681	100.00%

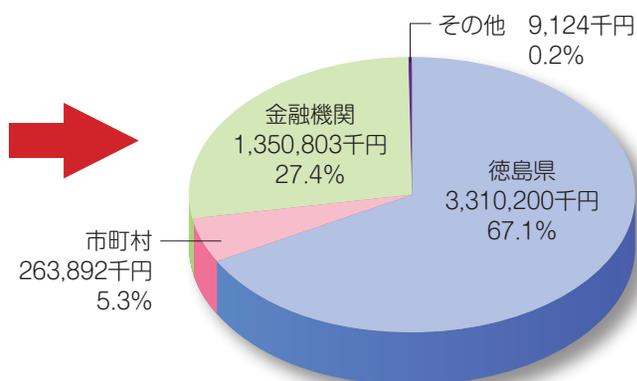
各項目の合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

※過去に金融安定化特別基金（中小企業金融安定化特別保証制度の実施に伴い創設された基金。平成21年度末をもって廃止。）を造成するために出えんされた額759,000千円は取崩し済のため、上記出えん金からは除外しております。

基本財産の構成



基金の内訳



年度経営計画の評価

当協会は、公認会計士 原孝仁 殿、四国大学 経営情報学部准教授 近藤明子 殿により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを 得て、「令和4年度経営計画の評価」を作成しました。

「外部評価委員会」の意見・アドバイスについては、以下のとおりです。



外部評価委員の様子

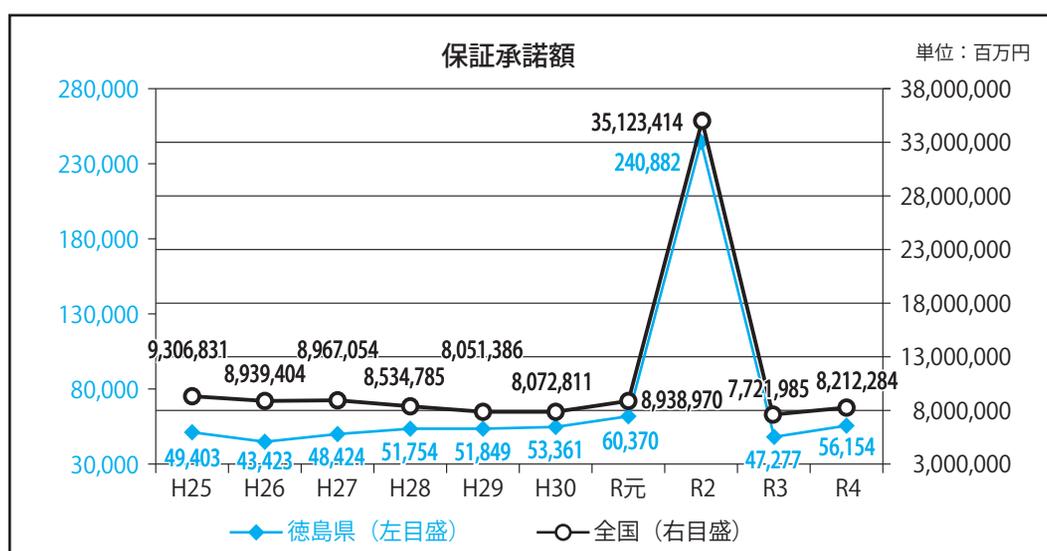
令和4年度経営計画の評価

国内経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつあるなかで、緩やかな持ち直しが続いたものの、一方で世界的なエネルギー・食料価格の高騰や為替の変動、さらには欧米各国の金融引き締め等による世界的な景気後退など新たな課題も生じており、中小企業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にある。

こうしたなか、徳島県信用保証協会においては、年度経営計画の重点課題にも積極的に取り組まれ、保証承諾については前年度を上回り、保証債務残高・保証利用度についても高い水準を維持するなど、大きな成果を上げていることは評価できるものである。

今後とも、徳島県信用保証協会は中小企業・小規模事業者を応援する地域密着型「総合支援機関」として、金融機関、支援機関等と更なる連携強化を図りながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより経営環境が悪化している中小企業・小規模事業者に対し、実情に応じたきめ細やかな「金融支援」、「経営支援」を実践し、地域経済の活性化に取り組んでもらいたい。

個別的目標については、次の事項に留意の上、今後とも経営計画を着実に遂行され、地域経済の安定と発展に貢献し、地方創生に寄与されることを期待する。



(1) 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている県内中小企業・小規模事業者に対し、積極的に訪問及び面談を行い「伴走支援型特別保証制度」などを積極的に活用し各企業の課題解決に向けたプッシュ型支援に努めた結果、保証債務残高・保証利用度を高い水準で維持したことは評価できる。

引き続き、金融機関等との連携を強化しながら、コロナ禍の影響により業績が悪化している企業に対し、きめ細やかな支援をお願いしたい。

(2) 金融機関と連携し金融調整や経営改善計画の策定等が必要な企業に対する「経営サポート会議」を強化するとともに、中小企業活性化協議会と連携協定を締結し連携を深化させるなど、コロナ禍における中小企業の経営課題の解決に向け、「とくしま中小企業支援ネットワーク」のハブ機能を活かして、支援機関と連携したきめ細やかな支援に努めたことは評価できる。

今後、債務が増大した中小企業者等において、事業継続を断念する企業が増加してくる可能性もあり、引き続き関係機関と連携しきめ細やかな経営支援、再生支援に努められたい。

(3) 事業承継を希望する事業者に対し、事業承継・引継ぎ支援センターなどと連携し、金融支援を行うとともに、中小企業活性化協議会と連携しスポンサーを活用した事業再生に関与し、雇用の維持に貢献した。

また、「創業前相談」、「休日創業相談会」及び「創業後のフォローアップ」などに注力した結果、9年連続で100企業を超える創業保証を行い、過去2番目の保証承諾を行ったことは評価できる。

引き続き、関係支援機関と連携しながら地域活性化に向けた事業承継支援、創業支援に努められたい。

(4) 第三者保証人や担保のない求償権の増加に加え、破産等の法的整理が増加するなど、回収を取り巻く環境は年々厳しくなっている。そのようななか、早期着手を徹底し、昨年度を上回る回収となったことは評価できる。

引き続き、各部門と連携を図り、早期着手や進捗管理の徹底により回収の効率化・最大化に努められたい。

(5) 保証協会を取り巻く環境が依然として厳しいなか、各部門において一定の成果を上げ、その結果として収支差額1,141百万円を計上し、基本財産を増強できたことは評価できる。

今後とも、ガバナンス及びコンプライアンス体制の強化を図るとともに、協会業務における電子化を推し進めるなど業務の効率化を加速させ、経営基盤の強化に努められたい。

(6) 厳しい状況におかれた中小企業・小規模事業者の資金繰り支援のみならず、ポストコロナを見据えた事業者の新たな取り組みに対しても関係機関と連携を図りながら積極的な支援に努めてもらいたい。



外部評価委員：原委員長(右)、近藤委員(左) から貴重なご意見をいただきました。

■ 当協会の主な取組み

新型コロナウイルス感染症、原油・原材料の高騰などに対する対応

新型コロナウイルス感染症や、ロシアのウクライナ侵攻による原油・原材料の高騰、急激な円安の進行などの影響を受けている中小企業、小規模事業者に対して、地域密着型「総合支援機関」として、金融機関との連携強化を図りながら、きめ細やかな金融支援・経営支援に努めました。

◆ コロナ禍以降の主な取組み事項

【R2】1月 新型コロナウイルスに関する「経営相談窓口」を開設

経営安定関連保証4号（売上▲20%以上）指定
3月 危機関連保証（売上▲15%以上）発動
経営安定関連保証5号（売上▲5%以上）業種の順次拡大

5月 新型コロナウイルス感染症対応資金（ゼロゼロ制度）創設。
保証限度額30百万円。

6月 新型コロナウイルス感染症対応資金の保証限度額を40百万円に増額。

10月 ウィズ・アフターコロナに向けた取組みとして、
「新型コロナウイルス感染症サポートプログラム」を策定。

【R3】2月 新型コロナウイルス感染症対応資金の保証限度額を60百万円に増額。

4月 伴走支援型特別保証制度創設。保証限度額40百万円。

9月 中小企業特定社債保証制度（ウィズ・アフターコロナ枠）創設。
既存の特定社債保証制度の保証料率を0.2%割引。

10月 県伴走支援型経営改善資金創設。
事業者の保証料0.2%に相当する額を県が負担。

【R4】2月 伴走支援型特別保証制度及び県伴走支援型経営改善資金の保証限度額を60百万円に増額。

4月 ①県短期事業資金（経済回復支援枠）創設。
既存の県短期事業資金の保証料率を0.2%割引。
②中小企業特定社債保証制度（SDGs推進枠）創設。
既存の特定社債保証制度の保証料率を0.2%割引。
③ポストコロナサポート保証キャンペーン～がんばろう徳島！～を実施
・飲食店応援保証 “リバイバル”
・広報サポート保証 “チャレンジ”
・DX支援促進保証 “イノベーション”

6月 県経済変動対策資金（物価高騰緊急対策枠）創設。
同枠に限り、保証限度額を60百万円に増額、県補助により保証料率一律0.2%。

10月 伴走支援型特別保証制度及び県伴走支援型経営改善資金の保証限度額を1億円に増額

【R5】1月 伴走支援型特別保証制度及び県伴走支援型経営改善資金の要件を拡充
県伴走支援型経営改善資金を「経営力強化伴走支援資金」に改名

4月 ①GXとくしま推進資金の創設
②農林水産物・食品輸出促進支援関連制度、供給確保関連制度保証の創設
③DX促進資金の保証料率割引を実施（1年間）
④適正保証推進キャンペーンを拡充
・推薦保証 “トラスト”
・協調資金 “ツインローン”
・事業承継資金 “アシストローン”
New ・短期継続資金 “リピート”
New ・経営者保証不要協調資金 “プレミアム”

保証推進の取組み

- ポストコロナ社会に対応すべく、前例にとらわれない時代に応じた業務改善を行い、県内中小企業・小規模事業者を積極的に支援しました。
- 金融機関を始めとした各機関との連携強化や、現場主義の徹底により、企業の実情に応じたよりきめ細やかな「オーダーメイド型支援」を提供しました。

◆ポストコロナサポート保証キャンペーン ～がんばろう徳島！～の実施

新型コロナウイルス感染症等により、大きな影響を受けているものの、逆境に耐え事業継続に頑張る徳島県内の中小・小規模事業者のみなさまを、金融機関と協力して応援するため、次のとおり「ポストコロナサポート保証キャンペーン ～がんばろう徳島！～」を実施しました。

項目	対象
飲食店応援保証“リバイバル”	長期化しているコロナ禍の影響を受けながら、前向きに頑張る飲食業者の方。
広報サポート保証“チャレンジ”	事業再構築補助金の採択を受けた（受ける見込みの）方。
DX支援促進保証“イノベーション”	ニューノーマルに対応したDX導入の為、当協会の専門家派遣事業を活用した方。

◆「適正保証推進キャンペーン」の実施

県内中小企業・小規模事業者の皆様に対する資金調達の一層の支援と適正な信用保証の活用促進を図るため、次のとおり「適正保証推進キャンペーン」を実施しました。

項目	概要
地方創生ローン トラスト“絆”	金融機関営業店が推薦する小規模事業者の資金ニーズにスピーディに対応することを目的とした小口資金の保証。
ツインローン“絆” (協調資金)	金融機関のプロパー資金との協調融資を対象とする保証。金融機関と更なる連携を図ることで、一層きめ細やかな金融支援を提供します。
アシストローン“絆” (事業承継資金)	事業承継に必要な資金を対象とする保証。後継者個人も信用保証の対象とし、前経営者の株式取得資金や相続税・贈与税の納税資金など、事業承継に伴う資金ニーズに一層きめ細かく対応します。

◆保証懇談会を開催

金融機関と連携して県内中小企業の金融円滑化に貢献することを目的として、「令和4年度 保証懇談会」を開催しました。

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化、令和5年度から融資の元金返済の本格化により経営不振に陥る企業の増加も懸念されるところであり、コロナ禍からの経済再生、強い企業づくりのため、金融機関とのさらなるリレーションシップを強化し、県内中小企業のニーズに的確に対応する「総合支援機関」として、引き続き取り組んでいく決意を述べました。

令和4年度の経営計画や所管業務における重点取組み事項について説明いたしました。

コロナ禍の長期化をはじめ、原油・原材料価格や物価の高騰による県内中小企業への影響、令和5年度には多くで中小企業のゼロゼロ融資の返済が始まることについての対応等について、意見交換しました。



◆とくしま創生にかかる貢献店舗表彰

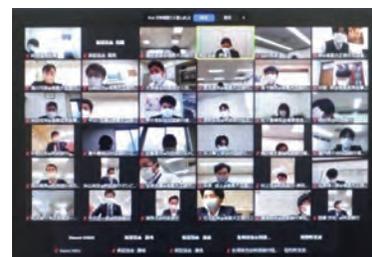
当協会では、金融機関と連携して地域経済の発展を図るとともに、適正な保証業務の推進を目的として、保証付融資の活用を通じて「とくしま創生」に貢献された金融機関店舗様に感謝状を贈呈しております。例年は「『とくしま創生』にかかる貢献店舗感謝状贈呈式」を開催し、各店舗の代表者の方に感謝状を贈呈いたしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和4年度は式典の開催を取り止めました。式典は中止となりましたが、当協会役職員が表彰対象店舗を順次訪問し、感謝状を贈呈いたしました。



◆保証業務講座の開催

当協会では、地域金融機関の融資及び渉外ご担当者の皆さまに信用保証制度の理解を深めていただくとともに、保証付融資の事例研究及び協会職員との情報交換等を通じて中小企業金融の円滑化と適正保証の推進を図ることを目的として、「保証業務講座」を開催しています。

令和4年度は、信用補完制度をはじめとした信用保証協会の概要から、保証対象となる事業者や事業資金、借り換えのルールなどについて、解説しました。



◆販路開拓支援

大阪信用保証協会主催の展示商談会「OSAKAビジネスフェア2022」がマイドームおおさか（大阪市）で3年ぶりにリアル開催されました。この展示商談会は、優れた技術や魅力ある製品・商品等を有する中小企業・小規模事業者に対して、自社をPRする機会と出展者間における情報交換の場を提供することで、今後のビジネスチャンスのきっかけを作っていただくことを目的として開催されています。

当協会も徳島県内の金属・機械関連メーカーや食品関連メーカーなど、3社の出展をサポートしました。



◆金融機関との勉強会

当協会では、金融機関の皆さまに信用保証制度をご理解いただき、これまで以上に保証付融資の利用を推進していただこうと、随時勉強会を開催しています。

令和4年度の勉強会では、令和5年1月10日に改正された「伴走支援型特別保証制度」及び「経営力強化伴走支援資金」について、申込人資格要件が変更・追加されたことなどの説明を行いました。

多くの行員・職員の皆さまにご参加いただくことで、意見交換も活発なものとなり、担当者同士の信頼関係の構築を図っています。



◆女性行員との意見交換会

女性行員の皆さまと当協会現場担当女性職員との意見交換会を開催しました。

「当協会の業務内容」や「保証協会の仕事の中で心掛けている点」等、日頃の業務を中心とした数多くのご質問をいただきました。また協会職員からは、互いにやり取りをする中での注意事項などを相談させていただき、終始和やかな雰囲気の中で活発に意見を交わすことができました。

行員の皆さまが協会を利用していただく中で、普段の業務ではお互い伝えきれない現場の声を共有することができ、非常に有意義な機会となりました。



◆合同金融相談会

コロナ禍の長期化や物価高騰などの影響を受けている県内小規模事業者の方を対象とした「合同金融相談会」を開催しました。

この相談会は、足元の県内事業者を取り巻く経営環境が、断続的な新型コロナウイルス感染拡大の長期化、ロシアのウクライナ侵攻等による原油・原材料等の高騰、及び急激な円安の進行等により、非常に厳しい状況となっている中、こうした事業者に寄り添った金融支援・経営支援に全力で取り組むことを目的としたものです。

小規模事業経営者の方の経営の悩み相談、資金繰り改善策等、個別事業者の実情に応じた解決策を検討することができ、有意義な相談会となりました。



◆金融個別相談会

藍住町商工会で実施された「夏季金融個別相談会」に日本政策金融公庫徳島支店様とともに参加し、当協会は3企業からの相談に対応させていただきました。

個々の具体的な相談内容は、新たな事業展開を行うにあたっての資金調達の相談、新規設備を行うにあたっての設備資金の相談、業績低迷に伴う廃業支援の相談等多岐に渡りました。



◆商工会・商工会議所との意見交換会

阿波市商工会にて、吉野川市・阿波市エリアの商工会・商工会議所の皆さまと意見交換会を開催し、各商工会・商工会議所から事務局長と経営指導員の方10名に参加いただきました。

当協会からは、「保証協会の概要」と「最近の業績や取組み」、「主な保証制度」を紹介し、当協会の保証審査の考え方を説明しました。その後、指導員の皆さまと、最近の県内事業者の動向や課題について意見交換を行いました。



創業支援の取組み

地方創生を加速させるべく、創業前相談から創業後のフォローアップまで、一貫した各種支援策を展開するとともに、「創業するなら保証協会へ」のキャッチフレーズのもと、女性の創業支援やキャリア教育にも積極的に取り組み、数多くの創業者の輩出に努めました。

◆地方創生部を新設

令和4年4月、「地方創生」への貢献を促進するため、企業支援部から創業推進課が独立。新たに地方推進部創業推進課として始動しました。

①「創業支援機能」の充実

創業前相談、創業ノウハウの提供及び創業後のフォローアップなど、起業家の育成支援に係る一貫した支援を継続して行うとともに、広報媒体を活用した積極的かつ効果的な事例紹介に努めるなど、創業者に対し徹底したバックアップを行い、「創業するなら保証協会」の認知度向上に努めました。

②企業の強みを伸ばす「事業承継」の推進

経済や社会を支える中小企業・小規模事業者が直面する後継者不在、人材不足等の課題解決を図るため、事業承継・引継支援センター等との連携を強化し、計画的な事業承継を促進するため、『事業承継推進チーム』の機能強化に努めました。

③「ふるさと回帰」の促進

コロナ禍により人や企業の地方への流れが高まるなか、これまで培ってきた県・市町村をはじめ企業や大学等との連携ノウハウを活かし、「移住・創業の促進」をはじめとした各種事業を実施することにより、本県での暮らしを望む「ふるさと回帰」志向の実現に努めました。

◆創業ノウハウの提供

創業予定者に向けた「創業の手引き・事例集」、創業推進課の取り組みと創業関連保証制度の内容を紹介した「リーフレット」及び創業前等相談時に利用していただける「申込チラシ」を配布しました。



【創業の手引き・事例集】

保証協会の仕組みや創業前相談ご利用の流れに沿った事業計画の立て方などを分かりやすくまとめています。先輩創業者の事例紹介も掲載しています。

【創業リーフレット】

当協会が取り扱う創業者に特化した制度を抜粋、ご利用条件や必要書類を一面にまとめています。

【創業前相談&休日創業相談会申込チラシ】

裏面がお申込様式となっております。金融機関経由はもちろんお客様から協会へ直接お申込みしていただけます。

◆ YouTube 動画

創業者の販路開拓及びプロモーションの一環として、YouTube 動画による広報支援を開始しました。

この取組みは、創業者の事業運営をスムーズに軌道に乗せる一助となることを目的としたもので、創業者の差別化された技術やサービス等の普及と販路開拓を効果的にアピールします。具体的には、当協会の YouTube 公式アカウントにて、1 動画 3 分間程度で創業者の「創業ストーリー＋事業所・商品サービス」を紹介します。また、創業者自身が様々な場所へ動画のリンクを貼り付けることにより、情報発信にもご活用いただけます。

現在公開中の動画サムネイル ↓



チャンネル登録・
高評価よろしく
お願いします！



徳島県信用保証協会公式 YouTube チャンネル

<https://www.youtube.com/@cgc-tokushima>



◆ 創業展示ブース

当協会では、協会をご利用いただいて創業されたお客さまへのフォローアップ支援策として、協会 4 階コミュニケーションスペースにて商品やサービス概要の展示用スペースを設けています。この支援策は創業者の「PR 活動」の機会提供を目的として平成 30 年にスタートし、令和 4 年度は 10 名の事業者さまの商品を展示しました。

創業者の皆さまの思いの詰まった商品・サービスとなっております。この取組みをきっかけとして創業者間マッチングや交流に繋がった実績もあります。来協された際にはぜひ一度お立ち寄りください。



◆ 四国創業セミナー ～四国 4 県の保証協会と日本政策金融公庫が連携～

四国 4 県の各信用保証協会と日本政策金融公庫（略称：日本公庫）四国創業支援センターが連携し、創業を意識しだした潜在的創業希望者や具体的な準備に至っていない創業予定者を対象としたセミナーを開催しました。

セミナーは「創業するなら知っておきたいお金の話」と題し、フルオンラインで開催。当日は約 40 人の方々にご参加いただきました。

日本公庫からは、日本公庫の創業支援の紹介、事業計画書を作成する目的や作成のポイントなどについて、各県の保証協会からは各々の創業支援や保証制度について説明しました。当協会からは、創業前から創業後までの一貫したフォロー体制、成功する経営者像などについてお話ししました。

また、当協会の創業支援を利用して創業された創業者自身の創業体験談や、質疑応答なども実施しました。

四国四県は全国と比べ創業比率が低く、地域の維持、活性化を図るためにも創業を考えられている方へのサポートが必要です。今後とも、各種創業セミナーの開催や創業前相談の実施等により、創業希望者の第一歩を後押ししてまいります。

◆創業事例研究セミナー

「創業事例研究セミナー」は、県内金融機関の若手から中堅の融資担当者を対象に、当協会の創業支援の取組みについて理解を深め、創業案件に取り組む際の課題を共有することによって、円滑な融資と創業後の適切なサポートの促進を目的として開催しています。

協会への申込手続きの留意点や、創業に関する各種施策についての説明を行うとともに、創業推進アドバイザーから創業顧客の事例紹介を行いました。また、徳島信用金庫本店営業部本店長から「創業前相談体験談」を発表していただきました。さらに、実際に当協会の創業支援を利用して創業された創業者自身の創業体験談を発表していただきました。

セミナー後半では、「実践！体験してみる『創業前相談』」をテーマにグループワークを実施しました。グループワークでは、創業者役が創業計画を立案し、金融機関担当者役が相談に応じ、計画のブラッシュアップや資金計画の作成を行っていただきました。



◆とくしま回帰×シゴトづくりセミナー

東京有楽町にある移住相談センター「ふるさと回帰支援センター」で「2022とくしま回帰×シゴトづくりセミナー」を開催し、徳島への「移住・創業」を呼び掛けました。

今年のテーマは「起業チャレンジ！地方に関わるプロジェクト」。地域の課題をビジネスで解決しようとする取り組みの事例を紹介し、関わった関係者にその経験を語っていただきました。

はじめに、当協会の創業支援事例と、徳島県の移住支援施策を紹介した後、講師から、地方の可能性や起業に大切なことなどをお話いただきました。

講演後は参加者を交えたトークセッションを行い、「徳島と他の地方との違い」、「徳島の魅力」や「地方にサテライトオフィスを設けるメリット」などの質問に対し、講師らが回答しました。

セミナー終了後のアンケートでは「移住され起業された方の話が聞いて勉強になった。移住に向け気持ちが高まった」との感想をいただきました。



◆女性起業塾

徳島県内の女性起業家を育てる「女性起業塾 初級編」（主催：徳島県 運営：花咲かねーさん企業組合 協力：徳島県信用保証協会）の最終回で、受講者31人が自分のビジネスプランを発表し、2か月にわたる学びの成果を披露しました。

令和4年度の傾向は、自分の得意なことや好きなことで創業しようとする方や、自らの経験から子育てママの課題にアプローチするビジネスが散見されたことです。コメンテーターに招かれた地方創生部長は、講評の場で「自分のやりたいことを顧客にぶつけるのではなく、顧客の求めていることに自分がどのようなビジネスモデルで応えていけるか。この視点でビジネスを考えると、サービスの幅や厚みが広がるので、さらにブラッシュアップしてほしい」とエールを送りました。

参加者の中には「とくしま創生アワード」に応募する人や、創業補助金の申請を考えている人もおり、会場は多くの女性の起業熱に溢れていました。



◆とくしま創生アワード

とくしま創生アワード

徳島を元気にする事業アイデア・プランコンテスト「とくしま創生アワード2022」（徳島県や当協会などでつくる実行委員会主催）の最終審査会が、1月27日（金）、徳島市で開催されました。

7年目となる今回は、事業の進ちょくに合わせて「アイデア部門」「プラン部門」の2部門で募集。最終審査会では、両部門で書類審査を突破した計9組のファイナリストと、「学生賞」受賞者らがプレゼンテーションを行い、審査の結果、グランプリ・準グランプリが決定しました。

各部門のグランプリ受賞者には、支援金を授与するとともに実現に向けたアドバイスを行います。その他にも、起業家との交流会への招待など、サポーター・金融機関・大学・新聞社等から事業の実現に向けて様々な支援が受けられます。



◆まちしごとファクトリー

徳島大学・徳島新聞社・当協会の3社が連携して、地域に根差したスモールビジネスの担い手の育成を目指す「まちしごとファクトリー2022」を開催しました。

令和4年度のまちしごとファクトリーでは、6月開催のキックオフセミナーに始まり、「実践講座」や「まちしごと研究室エクスカージョン」、創業希望者の事業計画作成をサポートする「まちしごと実践塾」などを実施しました。

2月に開催された最終セミナーでは、セミナーの受講生5名がブラッシュアップした事業計画を発表しました。放置竹林に着目し若い竹からメンマを製造する取組み、「体験」を通じて地方で暮らす人と移住希望者が繋がるプラットフォームの運営やジビエを活用したペットフードの製造などの事業について、参加者と意見交換が行われました。



◆徳島大学大学院で寄付講座

国立大学法人徳島大学の大学院で、令和4年度後期選択科目として『ビジネスモデル特論』の寄付講座を開講しました。

当協会と徳島大学は、平成28年5月に業務連携協定を締結し、「まちしごとファクトリー」などの地域創生に繋がる事業を連携して実施して参りました。平成29年11月には「技術移転に関する連携協力協定」を締結するなど、相互の連携を深めているところです。

地方創生部の職員（中小企業診断士）が講師となり、大学院生にビジネスプラン作成スキルを習得してもらい、起業マインドの醸成を図る狙いで実施しています。前半の座学でビジネスモデルやマーケティングの基礎を学び、後半のグループワークでビジネスプラン作成実習に取り組んだのち、プレゼン発表を行うカリキュラムとなっています。

県内の各大学で授業実績はありますが、ひとつの講座を受け持ち単位認定まで行うのは徳島大学のみで、全国の保証協会でも先進的な取り組みです。



◆徳島文理大学講座

徳島文理大学総合政策学部2年生の後期授業「企業経営分析手法論」へ、地方創生部の職員を講師として派遣しました。当日は20名の学生が「ビジネスにおける価値の概念」について学びました。

この講座の受講生は、全員が「第7回とくしま学生ビジネスプラン道場」(ビジネスプランコンテスト)に応募するため、プランニングの参考となるような内容を意識して授業を進めました。

はじめに、ビジネスプランを作成する目的や必要性を説明し、「良いビジネスプラン」とは「誰に」「何を」「どのように」が具体的に表現されている、などと解説しました。続いて、顧客が受け取る商品やサービスの「価値」について考察しました。顧客は価格が安いから買うのではなく、高くても価値を感じるものにお金を払う。その「価値」とは何かを考えてもらうため、各種事例を通して解説しました。

徳島文理大学とは平成27年に結んだ連携協力協定に基づき、学生の起業力養成に繋がる授業を毎年実施しています。



◆四国大学講義

四国大学経営情報学部の疋田光伯教授が担当する「事業創造論」へ、地方創生部の職員を講師として派遣し、約70名の学生が聴講しました。

11月28日(月)に行われた初回の講義では、顧客が受け取る商品やサービスの《価値》について考察する授業を行いました。「顧客は価格が安いから買うのではなく、高くても価値を感じるものにお金を払う。その価値とは何か!」。これを考えてもらうため、各種事例を通して解説しました。多くの学生は「とくしま学生ビジネスプラン道場」に応募しているので、ファイナリストとして最終発表する学生は、ブラッシュアップの参考になることと思います。

四国大学とは平成27年に結んだ連携協力協定に基づき、学生の起業力養成に繋がる授業を毎年実施しています。



◆学生ビジネスプラン道場

徳島県内の大学生がビジネスのアイデアを競う「第7回とくしま学生ビジネスプラン道場・最終審査会」が開催されました。

令和4年度は60プラン(75名)の応募があり、一次審査(書類)と二次審査(プレゼンテーション)を経て、四国大学3チーム、徳島文理大学1チームの計4チームが、最終審査会で成果を競いました。

四国大学地域教育センター(徳島市)で行われた審査の様子はYouTubeでライブ配信され、県内外から多くの方が視聴しました。当協会からは地方創生部長が審査員として参加し、徳島市長の内藤佐和子氏や元徳島経済研究所理事の竹中淳二氏と共に審査に当たりました。

最終審査会で発表されたプランは、社会課題や地域課題をしっかりと捉えていて、ビジネスモデルを更にブラッシュアップできる可能性を感じました。今回の経験を通じて身に着けたアントレプレナーシップを、社会人になってから十分活かしてほしいと思います。

[YouTubeアーカイブはこちらから→](#)



経営支援の取組み

◆「とくしま中小企業支援ネットワーク会議」の取組み

当会議は徳島県内の中小企業に対する経営支援及び創業支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的とし、会員相互の協調体制を構築することにより、経営支援及び創業支援に係る迅速かつ的確な対応、実務担当者のスキルアップに取り組んでいこうとするものです。

ネットワークのハブ機能を活かして、代表者会議・幹事会議・連絡会議を開催し、新たな施策について情報共有を図るとともに、より一層の連携強化に努めております。

また、個別の中小企業者に対しては、保証協会を中心に金融機関や当該事業者にお集まりいただき、金融調整や経営支援・再生支援など、あるべき支援の方向性について話し合う「経営サポート会議」を開催し、地域の関係機関と一体になって中小企業者の支援に取り組んでいます。



令和4年度 とくしま中小企業支援ネットワーク会議の実施状況

- 令和4年 9月15日(木) 第17回代表者連絡会議
- 令和4年 12月13日(木) 第13回連絡会議(Web)

【第17回代表者会議の概要】

◆開催日 令和4年9月15日（木）

9月15日（木）、当協会にて金融機関、行政機関、経済団体、士業団体等22機関から22名の皆さんにご参加いただき、第17回代表者会議を開催しました。

初めに、四国経済産業局、四国財務局徳島財務事務所、徳島県商工労働観光部より国、県の施策についてご説明いただきました。

次に、ネットワーク会議の構成機関の中から、阿波銀行、徳島大正銀行、日本政策金融公庫、徳島県中小企業活性化協議会、当協会よりコロナ禍及び物価高騰の影響を受ける中小企業の支援状況について発表がありました。



会議の総括として、現状及び今後の課題を次の通り整理しました。

【現状】

- ① コロナ禍以降、関係機関が連携し給付金や補助金、感染症対応資金等の支援を展開してきた。
- ② 一方で、長引くコロナ禍に加え食料品価格、エネルギー価格高騰の影響を受けて中小企業は引き続き厳しい経営環境に置かれている。
- ③ 感染症対応資金で資金調達を行った中小企業の多くが2023年度から返済を開始する。経営状況が回復していない中小企業の資金繰り悪化が懸念される。

【今後の課題】

- ① 資金繰り支援に加え、経営者自らが経営課題を設定して解決に取り組むための「自己変革力」を身に付けられるように支援機関は伴走して支援することが必要。
- ② 「中小企業活性化パッケージ」、「中小企業活性化パッケージNEXT」を踏まえ、金融機関、民間専門家、各種支援機関がより連携し、中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを地域全体で推進することが求められる。

【第13回連絡会議の概要】

◆開催日 令和4年12月13日（火）

12月13日（火）、Web会議にて第13回連絡会議を開催しました。

当日は、四国経済産業局産業部中小企業課・池上課長補佐より「令和4年度中小企業・小規模事業者支援施策について」、四国財務局理財部金融監督第一課・篠原上席調査官より「2022事務年度金融行政指針及び経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた監督指針について」というテーマでそれぞれ講演をいただきました。



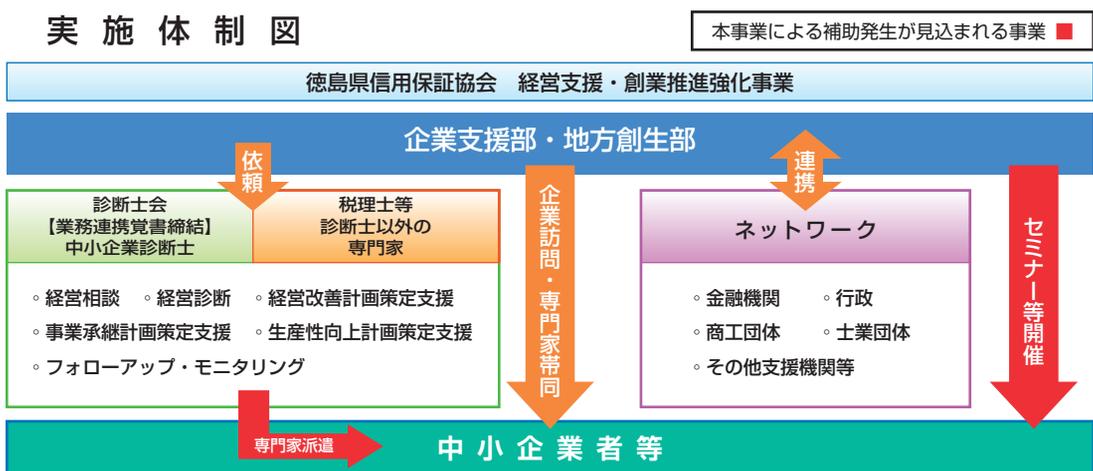
当ネットワーク会議では、今後もメンバー相互間の情報共有・連携強化に努め、国や県、金融機関、団体等が実施する施策を効果的に活用するなど、県内中小企業の皆さまの支援に積極的に取り組んでまいりますので、関係機関の皆様方の一層のご支援ご協力をお願いいたします。

◆経営支援強化事業による取組み

本事業は、生産性向上、事業承継にかかる計画の策定や、経営の安定に支障が生じているお客様に対し、将来的な正常化に道筋をつけることを目的に、経営相談、経営診断、経営改善計画の策定及びそのフォローアップなどを実施しています。

《経営支援強化促進補助金》の活用

- ・ 経営相談
- ・ 経営改善計画策定支援
- ・ 事業承継計画策定支援
- ・ 経営診断
- ・ 経営改善計画策定先のフォローアップ・モニタリング
- ・ 生産性向上計画策定支援



令和4年度 経営支援強化事業の取組み実績

申込企業数	37社
経営相談実施件数	23社
経営診断実施件数	2社
経営改善計画策定支援件数	3社
モニタリングフォローアップ実施件数	9社
協会職員による企業訪問回数	138回
専門家派遣回数	218回



◆経営サポート会議

経営サポート会議とは、返済緩和先企業と取引金融機関、保証協会の3者が一堂に会して情報の共有を行い、中小企業者の早期経営改善等を図ることを目的とした会議です。

期日前管理の一環として、緊急度・重要度に応じて、金融機関や改善計画の策定支援が必要な事業者には、関係者が集まる経営サポート会議を開催し、資金繰りの現状や経営改善計画の進捗状況の確認を積極的に行うなど、経営支援・再生支援を推し進めています。

令和2年度から3年度にかけては、コロナ禍での対面自粛により会議数は減少しました。令和4年度は感染状況を見極めながら開催回数を増やし、コロナ禍前の実績に近づきました。

経営サポート会議開催実績

年度	25	26	27	28	29	30	R元	R2	R3	R4	累計
開催回数	350	345	296	244	230	219	237	89	144	208	2,234
企業数	286	272	246	234	187	174	182	61	114	171	1,829

◆中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に向けた連携協定

9月9日（金）、四国経済産業局、徳島商工会議所、徳島県中小企業活性化協議会と「中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に向けた連携協定」を締結いたしました。

経済産業省は、令和4年3月に策定した「中小企業活性化パッケージ」に基づく総合的な支援策をさらに加速させるため、令和4年9月8日付けで金融庁・財務省と共に「中小企業活性化パッケージNEXT」を策定しました。これを受け、中小企業活性化協議会・信用保証協会が連携を深化させ、強み・弱みを補完し合うことで、より多くの事業者へ支援を届けられるよう、実効的な支援体制の構築に向けて、標記の連携協定を締結することとなりました。

本協定締結の目的

- ①「中小企業活性化パッケージ」の更なる実行加速が求められている中、四国経済産業局の指導の下、実効的な支援体制を構築し、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響等に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを加速する
- ②中小企業支援ネットワーク会議等において、連携状況を関係機関に共有し、地域における経営支援・再生支援の意識を醸成する。

連携事業の概要

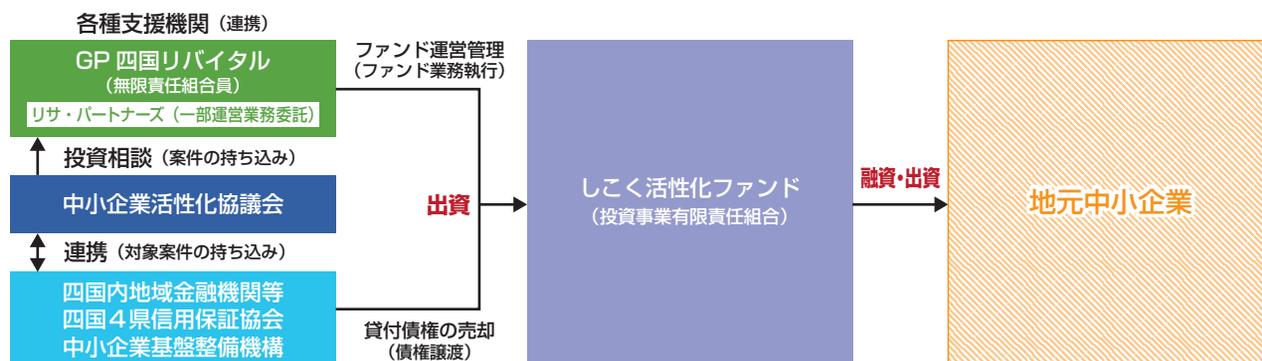
- ①連携深化の前提としての対話と支援対象・内容の共有
- ②信用保証協会を起点とした中小企業活性化協議会との連携（プッシュ型経営支援）
- ③中小企業活性化協議会を起点とした信用保証協会との連携
- ④中小企業及び経営者個人の破産回避に向けた積極的な連携
- ⑤外部意見を積極的に取り入れた更なる質向上の取組

◆しこく活性化ファンド

当協会は、中小企業基盤整備機構、四国4県の地域金融機関及び信用保証協会とともに、官民一体となって地域中小企業を支援する「しこく活性化ファンド投資事業有限責任組合」（総額20億円、以下「本ファンド」という。）を組成しました。

本ファンドは、新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の悪化を背景として、過剰債務等により経営状況が悪化しているものの、本業には相応の収益力があり、財務改善や事業見直しにより再生可能な四国4県の中小企業を主な対象に、中長期的に金銭債権や株式等の保有を行い、財務の再構築を図るとともに、継続的な経営支援を行い、中小企業の再生を支援するものです。

ファンドスキーム図



◆徳島県中小企業活性化協議会と意見交換会を開催

当協会と徳島県中小企業活性化協議会（以下「活性化協議会」）が両組織の支援メニューについて理解を深め、より緊密に連携することを目的に意見交換会を開催しました。

当協会からは企業支援部の職員を中心に10名、活性化協議会からは7名が参加しました。

冒頭、当協会の湯浅専務理事と活性化協議会の平岡統括責任者が挨拶を行い、その後、活性化協議会の活動内容と当協会の専門家派遣事業について互いに説明を行いました。

説明後の意見交換では、互いの組織の支援メニューをどのように組み合わせることで県内の事業者を支援できるかについて活発に意見が交わされ、今後も連携して事業者の支援に取り組むことを確認しました。



◆再チャレンジ支援の勉強会を開催

当協会と株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）が、事業の継続が困難な事業者の円滑な市場からの退出・再チャレンジを支援することを目的に勉強会を開催しました。

当協会からは経営支援課・期中支援課・管理課の職員が参加しました。REVICからは経営企画本部営業推進部の部長様とシニアアドバイザー様にご参加いただきました。

シニアアドバイザー様からは、REVICの主要な業務内容、特に企業債務と経営者の保証債務の一体整理を行う「特定支援業務」について重点的に解説いただきました。

早期に債務整理に着手することで企業経営者の自己破産が回避され、一定の財産が確保されるとともに、地域経済の新陳代謝を促進できるという「特定支援業務」の効果を説明いただきました。



◆「事業承継に係る勉強会」を開催しました

当協会と「徳島県事業承継・引継ぎ支援センター」が、企業経営者の高齢化が進む中で事業承継の課題を共有し、スムーズな事業承継を推進することを目的に勉強会を開催しました。当協会からは事業承継推進チーム・企業支援部の職員が参加しました。

初めに、引継ぎ支援センターから事業承継の現状について説明がありました。

センター統括責任者の伊藤浩昭様は、「現経営者は『事業や会社が売れる』『誰かに売ろう』という発想がないのが最大の問題点であり、廃業以外に売却という方法があることをぜひ現場の担当者からも伝えてもらいたい」と話され、お客様の発想を転換して事業承継を支援することの重要性について解説いただきました。

次に、(株)徳島大正銀行法人推進部の副参事様に、ゲスト講師として講演していただきました。「事業承継で1番大切なのは社長がどのような思いで引継ぎを考えているかであり、現場の担当者には社長の5年先、10年先の夢を聞いてあげてほしい」と語り、担当者に求められる支援姿勢について解説いただきました。



組織体制の強化

◆プロジェクトチームの設置

保証推進強化チーム	保証各課においてエリアごとの数値の分析検討を行い、分析根拠に基づいた積極的な意見や提案を行うシンクタンク的役割を担う。
事業承継推進チーム	全国的にも喫緊の課題となっている事業承継について、事業引継ぎ支援センターとの連携強化を図るとともに、企業のマッチングや事業計画策定のコンサルティングを実施することにより、スムーズな事業承継や創業への誘導を行う。
危機管理体制強化チーム	毎年のように発生する豪雨等の自然災害や感染症のパンデミックなど、様々な危機事象に対して「どこまで自主的に考えて行動することができるのか」といった職員一人ひとりの危機対応能力や意識の向上を図り、事業継続計画（BCP）の実行力の向上に取り組むため、現場視点での各種対応マニュアルの点検や災害対応訓練への創意工夫を行う。
D X 推進強化チーム	書類の電子化、Web会議の活用など業務のデジタル化を推進し、職員のアイデアを積極的に取り入れながら、事務の効率化等に向けた「業務改善」に努める。

◆若手職員能力底上げ塾を開催

若手職員自ら主体的・協働的に自身の課題を発見し、それを解決する資質や能力を備えた優秀な人材を育成し、ひいては組織としてのパフォーマンスを向上させることを目的とした内部研修、「若手職員能力底上げ塾」を開講しました。

令和4年度も、上から下へ「教える」という指示・命令型の指導方法ではなく、職員自身に考えさせ、話し合いをさせさせていく「ボトムアップ」を基本として運営されました。事務局は、指示・命令をすることなく、ファシリテーター役に徹することを基本とし、必要があれば意見を纏めたり、時に方向性を導いたりする役割を担うなど若手職員が率先して意見を言い合える環境作りに努めました。講義内容（科目・内容）及び講師の選定等についても若手職員の話し合いによって決定され、外部講師等を依頼する場合は、必要に応じて事務局がサポートを行いました。

前年度はコロナの影響で開催が叶わなかった企業視察も実施され、有意義な研修となりました。



令和4年度「若手職員能力底上げ塾」講義一覧

	講師・視察場所	講義（テーマ）
第1回	徳島県立防災センター 様	防災意識と知識の向上
第2回	当協会 総務部総務課課長代理 西上 洋平	保証業務・管理回収業務と協会収支との関係
第3回	当協会 企画部企画課審査役 桑村 恵	仕事に活かせるICTスキルの習得方法
第4回	当協会 企業支援部期中支援課 課長 真鍋 京子 係長 渡邊 敦士	保険・保証免責事例とその対応
第5回	当協会 企業支援部参事兼経営支援課長 神木 正史	保証審査の流れとポイント
第6回	当協会 常勤理事 永井 八郎	不動産の調査と評価手法
第7回	①ミッド・インターナショナル株式会社 様 ②石原金属株式会社 様	企業視察

※講師の部署・役職は講義当時のものです。

コンプライアンスに関する取組み

当協会は毎年、コンプライアンスプログラムを策定し、研修などを通じて継続的に実行改善することにより、コンプライアンスの遵守に取り組んでおります。

◆「反社会的勢力への対応」についての研修を実施

徳島県警察本部刑事部捜査第二課中山警部補と真木野巡查長を講師としてお招きし、暴力団等の「反社会的勢力」に対する基本的対応要領について、研修会を開催しました。

講義では、中山警部補から最近の暴力団情勢及び不当要求への対応についてご指導いただいた後、本番さながらのロールプレイング研修を実施し、暴力団等への対応についての基本理解を深めました。



ロールプレイング研修の様子

◆「大規模災害時における資金安定供給訓練」に参加

徳島県では、大規模災害時においても県民生活や県内経済に影響を及ぼさないよう資金を安定的に供給するため、毎年金融機関や関係団体が参加する「資金安定供給訓練」を行っています。

西部健康防災公園（三好市）及び西部防災館（美馬市）において各関係機関の職員が参加し、「大規模災害時資金安定供給訓練」の合同訓練を行いました。

当協会が参加した訓練は、「罹災した県内中小企業者に対する事業継続に必要な資金の対応」についてであり、発災2か月後、「災害により売上が激減したため、当面の運転資金に充てるための資金の借入れをしたい」という相談に、金融機関と連携して「県災害対策資金」を活用し、中小企業者の事業資金供給に対応する訓練を行いました。



訓練の様子

◆「BCPマニュアル(ダイジェスト版)・「災害カード」の作成および災害対策本部備品の整備

9月1日「防災の日」に合わせて、「災害発生時のBCPマニュアル(ダイジェスト版)」と「災害時対応カード」を作成・配布するとともに、災害対策本部設置時に必要な備品を整えました。

大規模地震発生リスクが年々高まる中、役職員及びその家族の安全や二次災害を避けるためだけでなく、「重要な事業を継続すること」と、「可能な限り短期間で事業復旧させるための行動計画」を策定しておくことは非常に重要です。

そこで、災害時において混乱を回避し、損失を最小限に抑えることを目的として、各々が「何をすべきか」、「どんな行動を取るのか」を分かりやすくまとめました。また、災害対策本部設置時に必要な備品を整え、所定の場所に保管しました。

地域の事業者さまや金融機関をはじめ関係機関の皆さまが、安心して当協会をご利用いただけるよう今後も努めてまいります。



BCPダイジェスト・災害カード・備品

◆「地震防災避難訓練」を実施

当協会役職員を対象とした地震防災避難訓練を実施いたしました。

災害時に機能するよう当協会のBCP（事業継続計画）で策定した各対策本部の役割に沿って、危機管理体制強化チームで訓練のシナリオを作成しました。

執務中に大型地震が発生したことを想定し、危機管理体制強化チームのメンバーによる地震発生時に身の安全を呼びかける声掛けを合図として、訓練は始まりました。

まず揺れが収まるのを確認したあと初期対応担当班リーダーより班員へ「避難経路の安全確認」と「来協者の安否確認」の指示が出され、班員からの報告を受けて役職員および来協者に「避難開始」の指示が出ました。

「慌てず」「迅速に」「私語厳禁」を基本に西と東の非常階段から部署ごとに避難を開始し、来協者役は職員の指示に従いヘルメットをかぶり、役職員とともに職員用駐車場へ避難しました。そのあと、統括管理担当班により役職員全員の安否確認が行われ、対策本部長（会長）へ報告が行われました。

また、損害評価担当班リーダーが事務所内の損害状況確認の指示を出し、班員が事務所に戻り安全を確認し、統括管理担当班を通じて対策本部長へ報告を行い訓練は終了しました。

今回の訓練を基に課題と対応策を改めて検討し、いざ発災という時に慌てずスムーズに対応できるように、引き続き訓練を行っていきます。



駐車場に避難する役職員の様子

◆「BCP机上訓練」を実施

平日正午に震度7弱の直下型地震が発生したとの想定で、地震発生直後から一か月経過後まで「初動」、「損害評価」、「暫定業務」、「復旧」の各フェーズにおけるシミュレーションと検証を行いました。

大規模災害時に起こり得る事態に対して冷静に分析し、最良の手段を講じることができるか検証し、BCP対策本部要員及び緊急招集要員の「危機管理意識の高揚」と「防災力の向上」を図ることができました。

今後も、訓練を繰り返すことによって有事の際の対応スキルをレベルアップさせ、いざ災害という時には、中小企業への支援と地域の復旧・復興に貢献できるように努めます。

【今回の机上訓練の想定状況】

- ①地震発生の時間帯：平日正午
- ②地震の大きさ：震度7弱
- ③地震の種類：直下型地震



「初期対応担当チーム」と「損害評価担当チーム」



「暫定業務対応チーム」と「本格復旧担当チーム」

採用活動に関する取組み

◆インターンシップを開催

2024年度新卒採用に向けた「インターンシップ」を開催し、県内外の大学から計4名の学生にご参加いただきました。

メインとして、当協会が力を入れて取り組んでいる創業支援に関する業務を体験していただきました。実際に当協会が支援したパン屋さんの事例に基づいて、創業予定者役にヒアリングを行い、事業計画と併せてどのような販促・PRのアドバイスをすることが出来るかを考えて、発表していただきました。

また、当協会の職場の雰囲気や魅力について知っていただくため、館内視察や、当協会若手職員にも協力してもらい、座談会も併せて実施しました。

参加した学生からは、「創業支援という実際の業務を体験でき、仕事の楽しさや難しさを感じることができた」「保証協会の魅力や雰囲気を感じることができる良い機会となった」等の感想をいただきました。



DXに関する取組み

四国初！

◆保証書の電子交付サービスを開始

令和4年10月から、信用保証書の電子交付サービスを開始しました。

従来は、専用紙に印刷した信用保証書を金融機関へ送付していたため、信用保証書の発行から各金融機関への到着まで1～2日を要していましたが、本サービスの開始により、電子署名とタイムスタンプ機能を用いた電子保証書の交付が実現し、発行からすぐに確認が可能となりました。

現在は一部金融機関様のみのお取り扱いではありますが、未対応の金融機関様へも、順次サービスを拡大してまいります。



◆「ペーパーレス会議システム」の導入

令和5年2月から、「ペーパーレス会議システム」を導入しました。

役員部長会議や部内会議など、内部会議における資料を電子データ化することで、コスト削減や資料配布の簡素化など、事務の効率化を図り、会議活動をより活性化していきます。

ペーパーレス会議導入による効果

- 会議進行・運営の効率化
- 資料の検索の容易化
- 印刷代・紙代・保管代などのコスト削減
- 資料準備の業務負担軽減



タブレット端末を使用した役員部長会議の様子

広報活動

保証協会の認知度向上のため、「顔の見える保証協会」としてマスメディアの活用、ホームページや広報誌の充実を図り、存在意義を広く理解していただくとともに、保証利用度の向上を図るため、広報活動に力を入れて情報発信に努めました。

◆広報物の発行

毎月1回、当協会の広報誌「保証月報」を発行し、金融機関や関係機関の皆さまに配布しております。制度改正や統計データ等について、タイムリーかつ正確な情報提供を行うとともに、「顔の見える保証協会」として当協会の取組み内容や活動内容などを掲載し、皆さまに親しまれる広報誌作成に努めています。令和4年度も、「各部紹介」や「役職員リレー」など多数のトピックを掲載し、当協会の親しみやすさの向上に努めました。

また、保証月報以外にも、全国信用保証協会連合会との共同制作のポスター・パンフレット並びに「保証制度のご案内」、「ディスクロージャー2022」など、さまざまな広報物を作成しています。



保証月報

連合会ポスター

保証制度のご案内

ディスクロージャー

◆徳島ビジネスチャレンジメッセへの出展

徳島県内外の企業などが新たに開発した商品や技術をPRする「徳島ビジネスチャレンジメッセ2022」（主催：徳島ビジネスチャレンジメッセ実行委員会）が開催され、当協会も金融・ビジネスゾーンに出展いたしました。

第23回目となる今回のテーマは「未来を拓く」。今年も、感染症対策を徹底した「リアル会場」と、昨年度スタートした「オンライン展示会」を組み合わせたハイブリッド方式で開催されました。

当協会では昨年度に引き続き、協会4階コミュニケーションスペースの「創業展示ブース」に出展されているお客様の商品やサービスを出張展示したところ、来訪者の皆様には熱心に展示をご覧いただきました。また関係者の方からは、「徳島の協会が創業に力を入れていることがよくわかる」とのご感想をいただき、当協会の創業支援の取組みについて知っていただく貴重な機会となりました。



◆マスメディアへの情報発信

保証協会の認知度・利用度を向上させるため、マスメディアに対して、当協会の事業実績や取り組み等について、積極的に情報発信を行いました。

- 徳島新聞やニッキンなど、マスコミへの情報提供
- 四国放送の広告枠や徳島新聞の紙面広告

分野／社名	徳新	ニッキン	ほか	合計
保証	3	0	1	4
創業	17	4	5	26
代弁ほか	10	6	1	17
合計	30	10	7	47

令和4年度の掲載実績
年間47回（※広告協賛を除く）

マスコミ等掲載実績

■ コンプライアンス

当協会は、高い自己規律に基づき、社会からの揺るぎない信頼の確立に向けてコンプライアンスの実践に役職員一丸となって、積極的に取り組んでいます。

これを実践していくために、基本方針として『信用保証協会倫理憲章』を制定し、役職員の行動指針として「具体的行動規範」を策定しています。

信用保証協会倫理憲章



具体的行動規範

1. 法令・ルール等の遵守

2. 誠実な職務の遂行

3. 守秘義務の履行

4. 職務上の地位と関係者との付き合い

5. コンプライアンス関連事項への対応

6. 反社会的勢力(不当要求行為)との対決

7. 外部からの苦情・トラブルへの対応

8. 職場の秩序の維持

9. 違反行為の報告

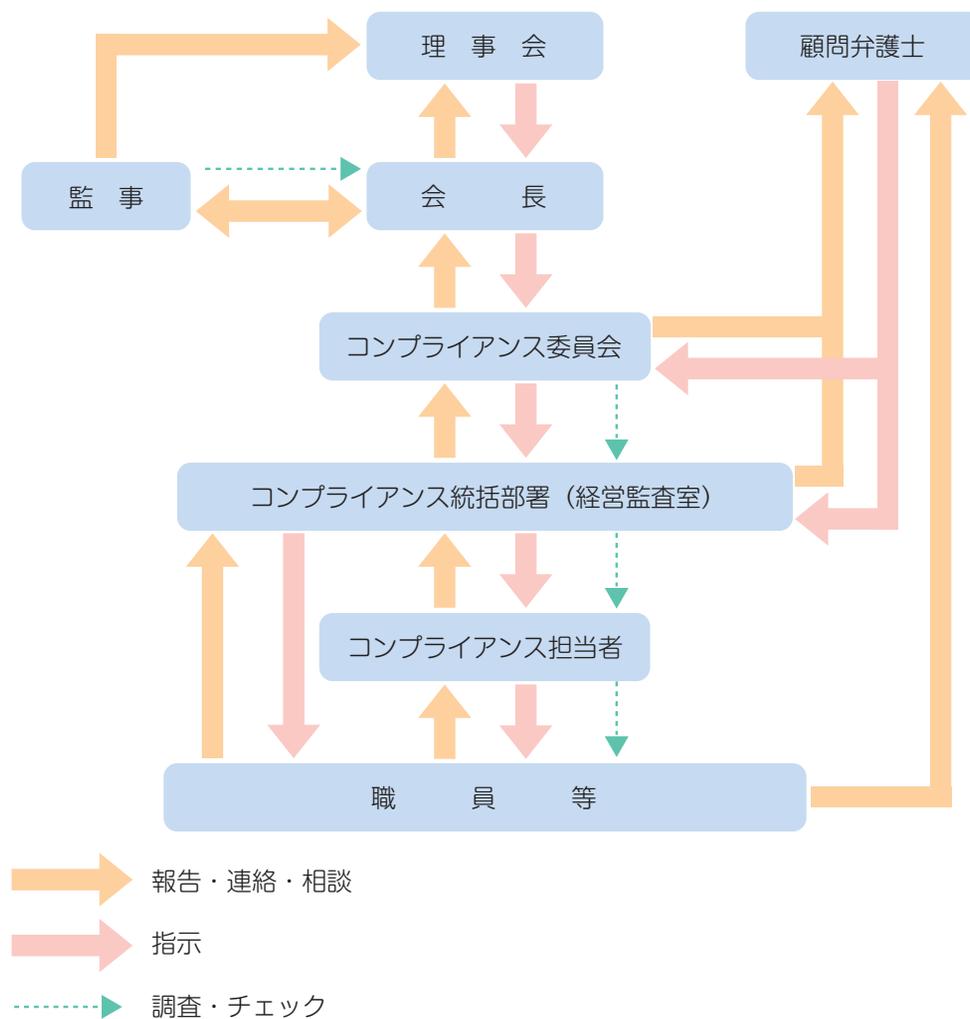
10. 懲 罰

コンプライアンスへの取組み

コンプライアンスについては、役職員全員の意識を高めるとともに、具体的な実践に結び付けることが重要と考え、次の取組みを行っています。

- コンプライアンスを推進し、コンプライアンス態勢の確立・維持を図るため「コンプライアンス委員会」を設置しています。
- 経営監査室をコンプライアンス統括部署と位置付け、「コンプライアンスマニュアル」の策定や整備を行っています。
- 具体的な行動計画を毎年策定し、遵守状況の把握、的確な評価などを行うため「コンプライアンスプログラム」を策定しています。

コンプライアンス組織体制図



反社会的勢力等の排除

当協会は、『徳島県信用保証協会倫理憲章』において反社会的勢力の排除を宣誓しているほか、信用保証協会委託契約書に反社会的勢力排除条項を追加するなど、反社会的勢力等の排除に向けて更なる取組みの強化を図っています。



■ 個人情報保護

個人情報保護宣言

当協会は信用保証協会法（昭和28. 8. 10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

- (1) 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- (2) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- (3) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- (4) お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5. 個人データの委託

- (1) 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- (2) 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- (1) 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- (2) 請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（または郵送）ください。
- (3) 個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額（1件につき500円）をいただきます。

7. 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- (1) 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- (2) 上記6、7の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.（3）「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

8. 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所：徳島市南末広町5番8-8号
部 署 名：経営監査室
電話番号：088-622-0251

役員構成

(令和5年4月1日現在)

職名	氏名	備考
常勤理事	黒下 耕司	会長
	湯浅 正之	専務理事
	岡田 徹	常務理事
	永井 八郎	常勤理事
非常勤理事	梅田 尚志	徳島県 商工労働観光部長
	内藤 佐和子	徳島県市長会 会長
	影治 信良	徳島県町村会 会長
	福永 丈久	株式会社阿波銀行 代表取締役頭取
	伊東 瑞文	株式会社四国銀行 取締役徳島営業本部長
	板東 豊彦	株式会社徳島大正銀行 代表取締役頭取
	森 尊昭	徳島信用金庫 理事長
	阿部 和英	徳島県商工会議所連合会 会長
	布川 徹	徳島県中小企業団体中央会 会長
	岡本 富治	徳島県商工会連合会 会長
	熊谷 幸三	公益財団法人とくしま産業振興機構 理事長
	林 香与子	徳島県経営者協会 会長
	三好 敏之	一般社団法人徳島経済同友会 代表幹事
	栗飯原 一平	一般社団法人徳島県トラック協会 理事
常勤監事	笠井 雅宏	常勤監事
非常勤監事	井関 勝令	公認会計士
	殿崎 正芳	四国大学 経営情報学部教授
非常勤顧問	間 健輔	日本銀行 徳島事務所長

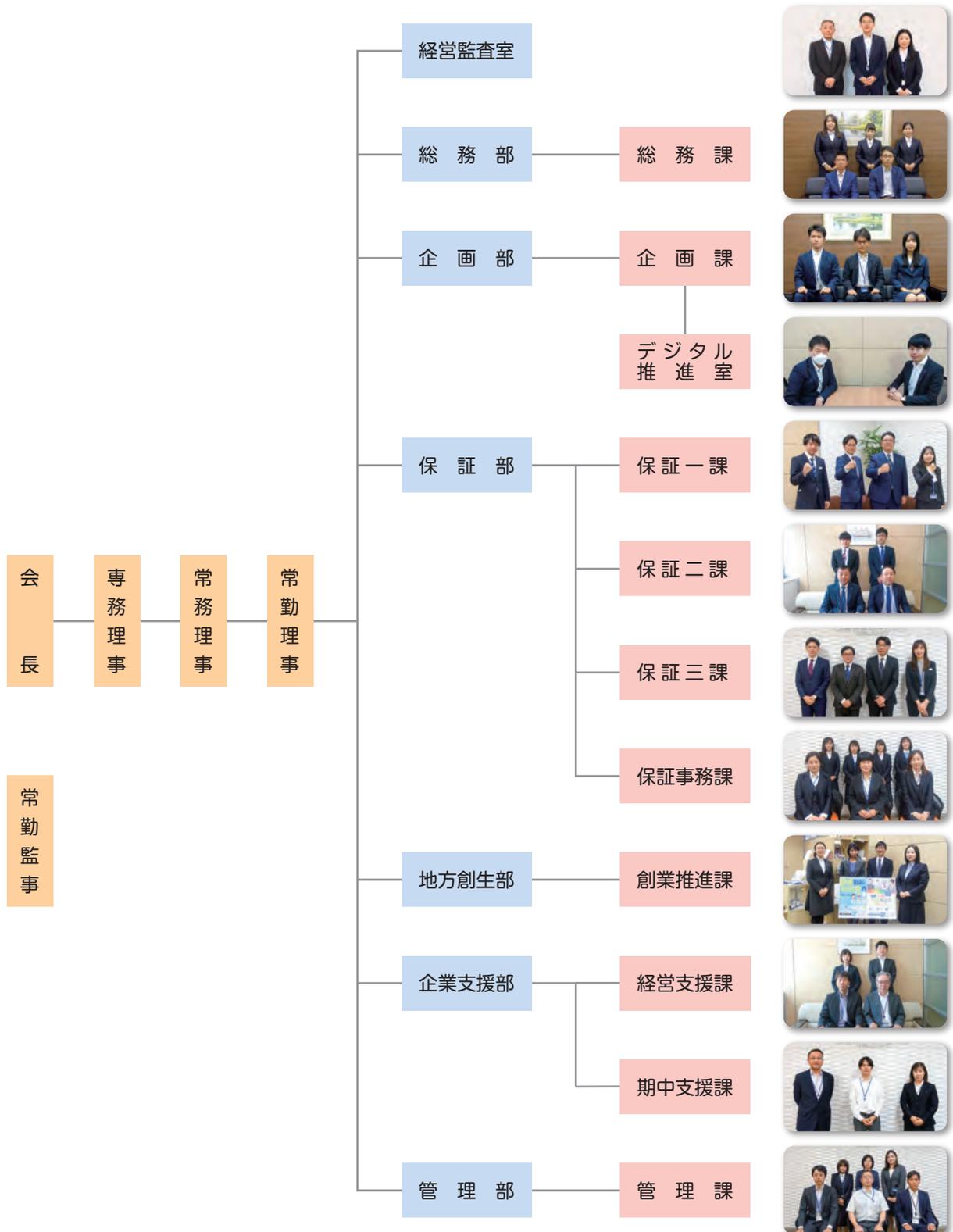


徳島県信用保証協会常勤役員

後列左から：笠井常勤監事、永井常勤理事
前列左から：岡田常務理事、黒下会長、湯浅専務理事

■ 機構組織図

(令和5年4月1日現在)



■ 事務お問い合わせ

部署名		電話	FAX	業務内容
経営監査室		(088)622-0251	(088)623-7633	検査・監査に関する事項、コンプライアンスに関する事項、反社会的勢力への対応、危機管理に関する事項、お客様相談窓口等
総務部		(088)622-0217		定款の制定、改廃、予算及び決算、人事、給与、経理、資金運用、庶務、研修、他課の所管に属さない事項等
企画部	企画課	(088)622-0240		事業計画、業務運営企画、業務推進統括、保証制度、広報、業務統計等 電算システム等
	デジタル推進室	(088)622-3298		
保証部	保証一課	(088)622-0248	(088)623-7632 (088)656-8706	保証申込（条件変更）調査審査、金融相談、保証推進等
	保証二課	(088)622-0247		保証申込（条件変更）調査審査、金融相談、保証推進等
	保証三課	(088)622-0246		保証申込（条件変更）調査審査、金融相談、保証推進等
	保証事務課	(088)622-0210		受付、財務、保証書発行、保証料、担保、貸付・償還報告、団信等
地方創生部		(088)622-0254		創業相談、創業保証申込調査審査、経営支援、創業セミナー開催等
企業支援部	経営支援課	(088)622-3419 (088)622-8535		経営支援、経営相談・再生支援に係る調査審査等
	期中支援課	(088)622-0219		事故報告・期中管理、代位弁済、保険金請求・受領等
管理部		(088)622-0252	(088)623-9030	求償権の管理回収等

■ 業務担当区域

(県内全域)

- 地方創生部 創業推進課
- 企業支援部 経営支援課



資料編

※各項目の合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

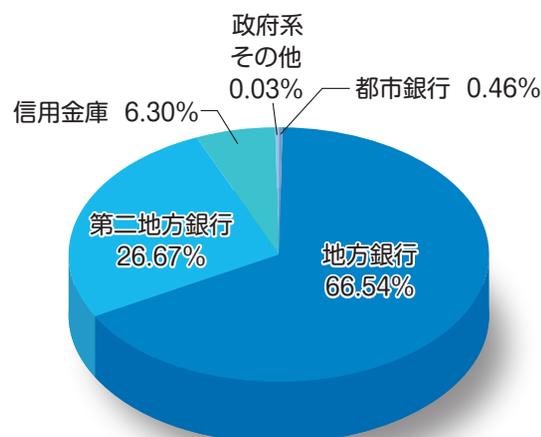
信用保証実績

金融機関群別保証状況（令和4年度）

保証承諾

（単位：百万円、%）

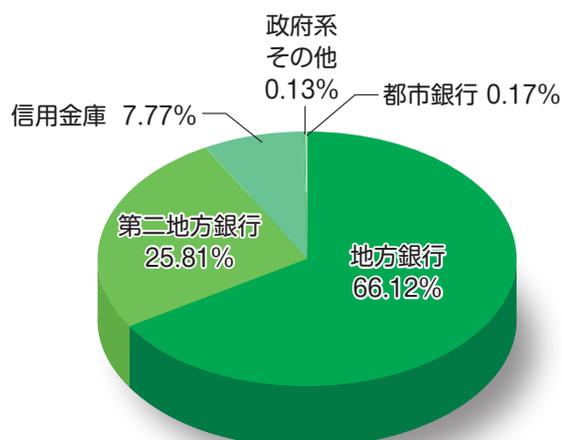
	件数	金額	構成比
都市銀行	3	260	0.46
地方銀行	2,966	37,363	66.54
第二地方銀行	1,100	14,975	26.67
信用金庫	590	3,538	6.30
政府系その他	2	17	0.03
合計	4,661	56,154	100.00



保証債務残高

（単位：百万円、%）

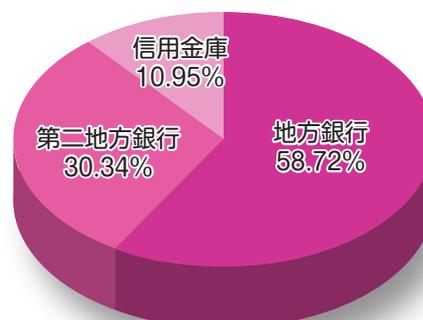
	件数	金額	構成比
都市銀行	17	445	0.17
地方銀行	13,673	175,708	66.12
第二地方銀行	6,101	68,598	25.81
信用金庫	3,024	20,656	7.77
政府系その他	48	354	0.13
合計	22,863	265,760	100.00



代位弁済（元利計）

（単位：百万円、%）

	件数	金額	構成比
都市銀行	0	0	0.00
地方銀行	71	550	58.72
第二地方銀行	41	284	30.34
信用金庫	25	103	10.95
政府系その他	0	0	0.00
合計	137	937	100.00

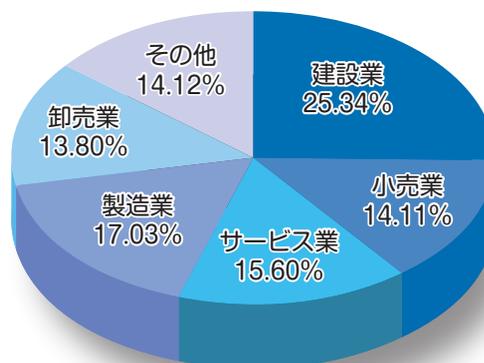


業種別保証状況（令和4年度）

保証承諾

（単位：百万円、%）

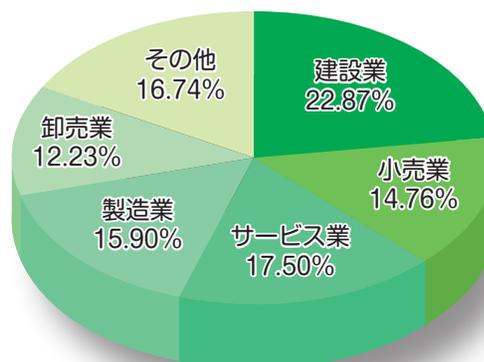
	件数	金額	構成比
建設業	1,331	14,229	25.34
小売業	774	7,922	14.11
サービス業	802	8,760	15.60
製造業	594	9,562	17.03
卸売業	490	7,751	13.80
その他	670	7,929	14.12
合計	4,661	56,154	100.00



保証債務残高

（単位：百万円、%）

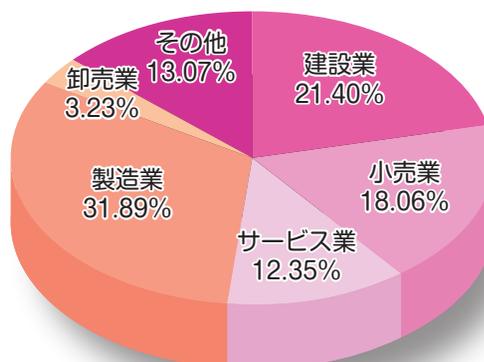
	件数	金額	構成比
建設業	5,422	60,783	22.87
小売業	3,727	39,217	14.76
サービス業	4,377	46,503	17.50
製造業	3,056	42,256	15.90
卸売業	2,098	32,504	12.23
その他	4,183	44,496	16.74
合計	22,863	265,760	100.00



代位弁済（元利計）

（単位：百万円、%）

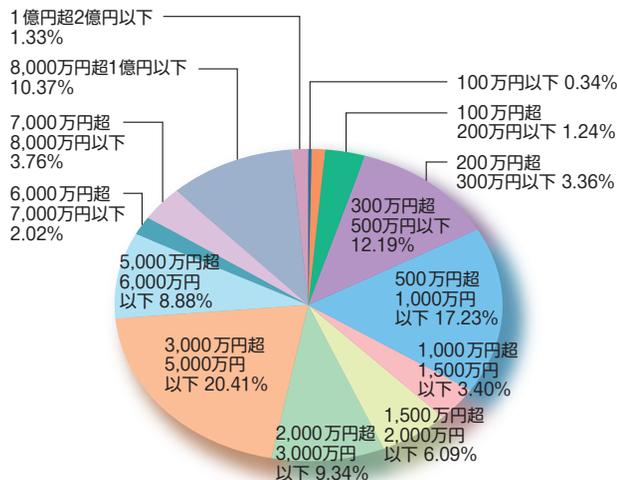
	件数	金額	構成比
建設業	40	200	21.40
小売業	30	169	18.06
サービス業	22	116	12.35
製造業	19	299	31.89
卸売業	5	30	3.23
その他	21	122	13.07
合計	137	937	100.00



金額別保証承諾（令和4年度）

（単位：円）

区 分	件 数	金 額
100万円以下	213	201,850,000
100万円超 200万円以下	378	696,588,674
200万円超 300万円以下	651	1,885,130,000
300万円超 500万円以下	1,417	6,846,387,000
500万円超 1,000万円以下	1,045	9,678,110,000
1,000万円超 1,500万円以下	139	1,908,367,000
1,500万円超 2,000万円以下	177	3,420,599,500
2,000万円超 3,000万円以下	191	5,246,436,000
3,000万円超 5,000万円以下	259	11,461,084,000
5,000万円超 6,000万円以下	84	4,989,000,000
6,000万円超 7,000万円以下	17	1,137,083,000
7,000万円超 8,000万円以下	27	2,110,000,000
8,000万円超 1億円以下	59	5,825,000,000
1億円超 2億円以下	4	748,421,000
2億円超	0	0
合 計	4,661	56,154,056,174

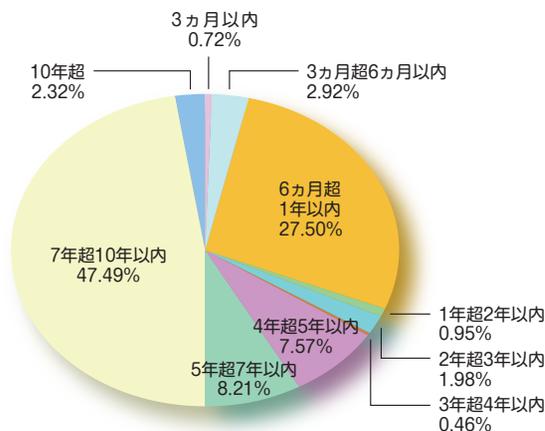


- 100万円以下
- 100万円超 200万円以下
- 200万円超 300万円以下
- 300万円超 500万円以下
- 500万円超 1,000万円以下
- 1,000万円超 1,500万円以下
- 1,500万円超 2,000万円以下
- 2,000万円超 3,000万円以下
- 3,000万円超 5,000万円以下
- 5,000万円超 6,000万円以下
- 6,000万円超 7,000万円以下
- 7,000万円超 8,000万円以下
- 8,000万円超 1億円以下
- 1億円超 2億円以下
- 2億円超

期間別保証承諾（令和4年度）

（単位：円）

区 分	件 数	金 額
3ヵ月以内	50	402,102,000
3ヵ月超 6ヵ月以内	166	1,638,170,000
6ヵ月超 1年以内	2,245	15,443,648,174
1年超 2年以内	65	534,200,000
2年超 3年以内	85	1,113,460,000
3年超 4年以内	26	189,625,000
4年超 5年以内	375	4,252,393,000
5年超 7年以内	506	4,608,570,000
7年超 10年以内	1,095	26,666,337,000
10年超	48	1,305,551,000
合 計	4,661	56,154,056,174



- 3ヵ月以内
- 3ヵ月超 6ヵ月以内
- 6ヵ月超 1年以内
- 1年超 2年以内
- 2年超 3年以内
- 3年超 4年以内
- 4年超 5年以内
- 5年超 7年以内
- 7年超 10年以内
- 10年超

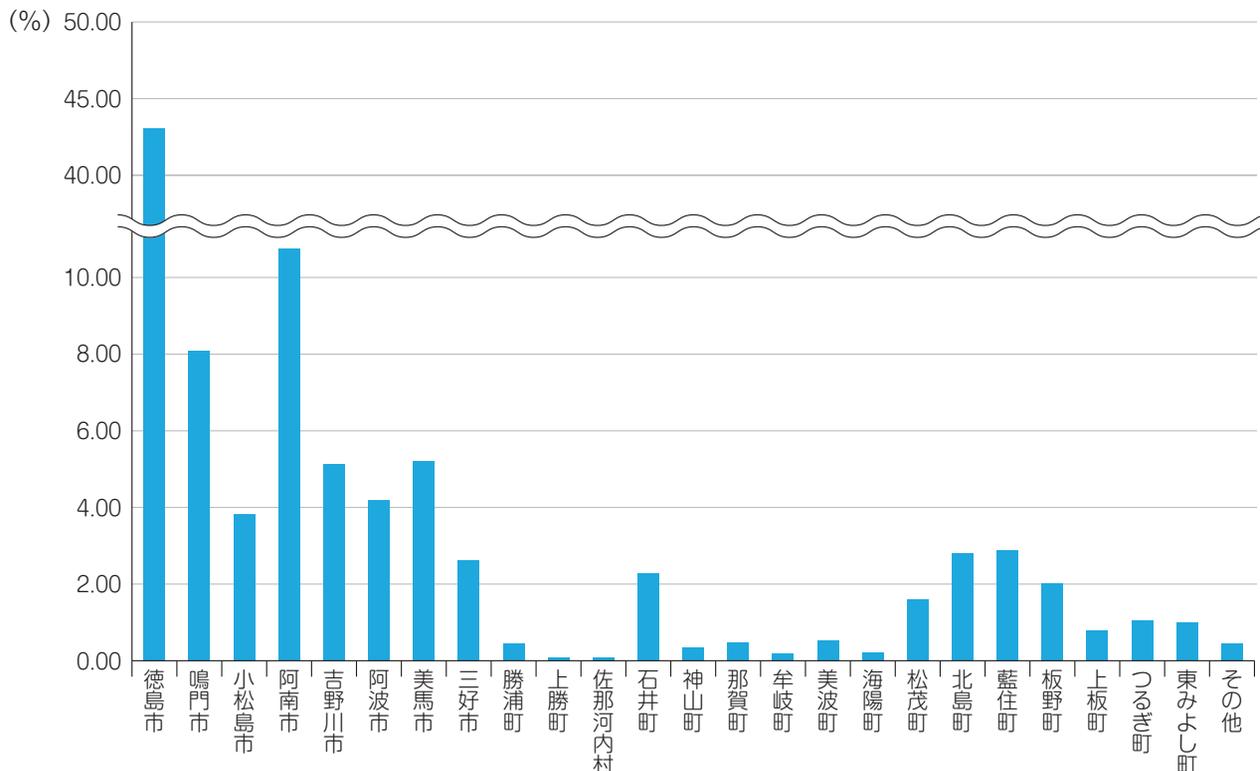
市町村別保証状況（令和4年度）

保証実績

（単位：千円、％）

当年度中保証				区分	保証債務残高			
件数	金額	構成比	前年比		件数	金額	構成比	前年比
1,919	24,163,166	43.03	111.79	徳島市	9,847	119,555,294	44.99	98.30
352	4,533,748	8.07	145.69	鳴門市	1,566	18,305,143	6.89	99.19
185	2,137,957	3.81	131.19	小松島市	1,032	11,724,573	4.41	95.80
411	6,018,585	10.72	151.35	阿南市	1,924	22,662,502	8.53	97.33
283	2,878,095	5.13	123.06	吉野川市	1,190	12,577,974	4.73	97.19
228	2,354,100	4.19	101.36	阿波市	966	9,886,301	3.72	96.48
263	2,918,380	5.20	266.77	美馬市	882	8,346,584	3.14	96.23
131	1,465,614	2.61	53.62	三好市	765	10,348,642	3.89	97.18
17	246,800	0.44	154.73	勝浦町	122	1,429,453	0.54	95.06
9	49,500	0.09	159.16	上勝町	34	273,635	0.10	98.25
6	48,000	0.09	209.61	佐那河内村	44	396,324	0.15	92.10
131	1,280,110	2.28	115.63	石井町	634	6,813,349	2.56	101.91
22	196,800	0.35	64.25	神山町	114	1,157,725	0.44	101.05
23	271,200	0.48	141.84	那賀町	118	1,332,817	0.50	88.83
9	108,000	0.19	306.82	牟岐町	72	663,365	0.25	103.80
27	299,500	0.53	133.11	美波町	211	2,048,980	0.77	98.43
22	122,200	0.22	40.98	海陽町	233	2,133,254	0.80	92.06
88	899,602	1.60	126.79	松茂町	496	5,773,010	2.17	97.71
129	1,564,113	2.79	91.15	北島町	551	6,728,916	2.53	101.50
134	1,616,390	2.88	102.70	藍住町	800	8,926,706	3.36	98.73
70	1,127,392	2.01	255.07	板野町	305	3,461,969	1.30	103.06
51	450,800	0.80	115.60	上板町	289	3,142,541	1.18	97.90
62	591,720	1.05	133.75	つるぎ町	226	2,623,358	0.99	98.16
72	555,785	0.99	101.70	東みよし町	353	3,734,555	1.41	95.44
17	256,500	0.46	99.42	その他	89	1,712,774	0.64	100.98
4,661	56,154,056	100.00	118.78	合計	22,863	265,759,744	100.00	98.02

保証承諾（構成比）

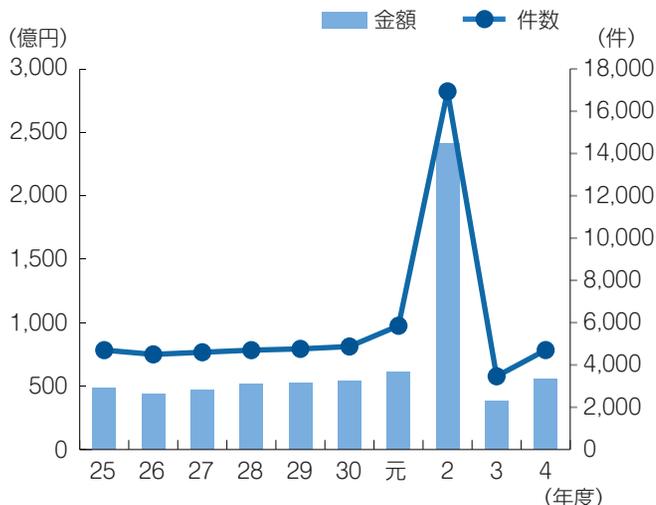


信用保証の実績推移

保証承諾

(単位：百万円、%)

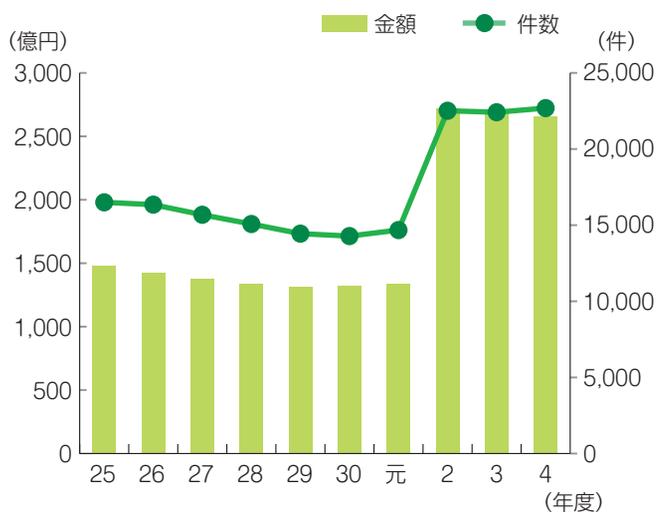
	件数	金額	前年比
平成 25 年度	4,716	49,403	92.25
平成 26 年度	4,511	43,423	87.89
平成 27 年度	4,615	48,424	111.52
平成 28 年度	4,697	51,754	106.88
平成 29 年度	4,749	51,849	100.18
平成 30 年度	4,886	53,361	102.92
令和元年度	5,853	60,370	113.14
令和 2 年度	16,939	240,882	399.01
令和 3 年度	3,897	47,277	19.63
令和 4 年度	4,661	56,154	118.78



保証債務残高

(単位：百万円、%)

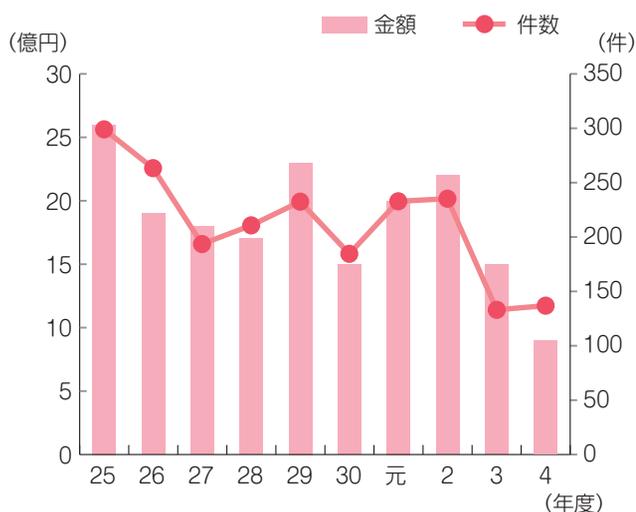
	件数	金額	前年比
平成 25 年度	16,521	149,618	96.34
平成 26 年度	16,362	142,768	95.42
平成 27 年度	15,867	138,657	97.12
平成 28 年度	15,056	134,081	96.70
平成 29 年度	14,405	130,982	97.69
平成 30 年度	14,215	131,066	100.06
令和元年度	14,854	134,082	102.30
令和 2 年度	22,698	272,243	203.04
令和 3 年度	22,648	271,124	99.59
令和 4 年度	22,863	265,760	98.02



代位弁済 (元利計)

(単位：百万円、%)

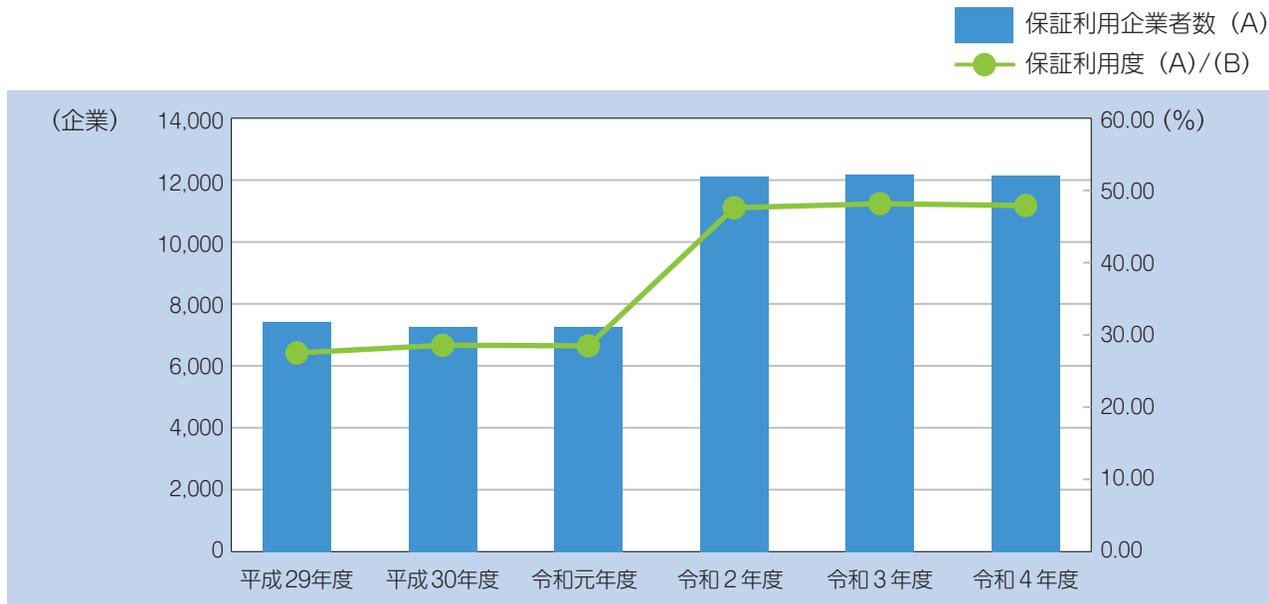
	件数	金額	前年比
平成 25 年度	299	2,562	88.82
平成 26 年度	262	1,910	74.54
平成 27 年度	195	1,751	91.67
平成 28 年度	212	1,685	96.25
平成 29 年度	231	2,293	136.11
平成 30 年度	185	1,493	65.13
令和元年度	232	2,009	134.51
令和 2 年度	235	2,221	110.56
令和 3 年度	133	1,475	66.42
令和 4 年度	137	937	63.51



保証利用度の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保証利用企業者数 (A)	7,406	7,268	7,245	12,107	12,201	12,147
中小企業者数 (B)	26,911	25,345	25,345	25,345	25,345	25,345
保証利用度 (A) / (B)	27.52%	28.68%	28.59%	47.77%	48.14%	47.93%

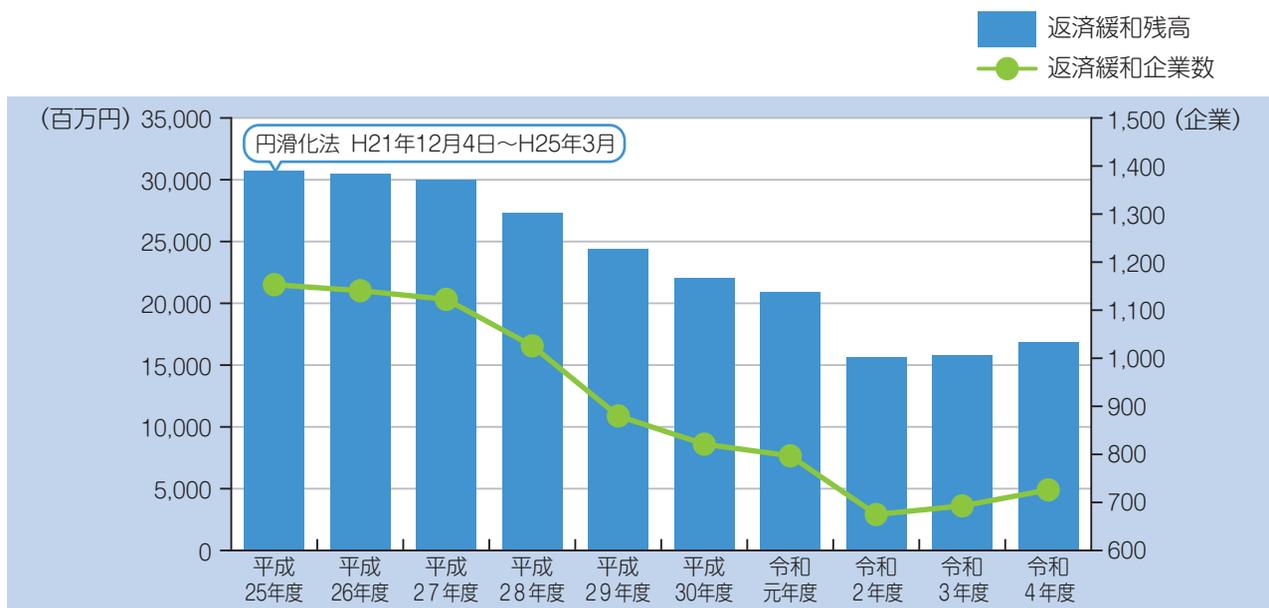
※中小企業者数：中小企業白書付属統計資料より
 ※県内中小企業者数は「中小企業白書」(中小企業庁)により、数年ごとの調査となっています。



返済緩和状況の推移

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
返済緩和企業数	1,161	1,142	1,123	1,024	887	824	799	674	693	727
返済緩和残高	30,687	30,482	30,139	27,352	24,305	22,256	20,920	15,792	15,875	16,868



ACCESS



■ 交通のご案内

JR徳島駅前から徳島市バス6番のりば「東部循環線」バス乗車「東部県土整備局前」下車 徒歩3分

■ 徳島経済産業会館敷地内に52台分の無料駐車場があります。

令和5年 9月発行



TOKUSHIMA GUARANTEE
徳島県信用保証協会

企画部 企画課

〒770-0865 徳島市南末広町5番8-8号
(徳島経済産業会館 KIZUNAプラザ)
Tel 088-622-0240
Fax 088-623-7633
<https://www.cgc-tokushima.or.jp/>

 徳島県信用保証協会